

特定の自治会と行政の不適切な  
執行疑惑に係る調査に関する  
特別委員会報告書

特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に  
係る調査に関する特別委員会

相生町自治会は、令和3年3月31日付で解散したが、本委員会が設置された令和2年12月23日時点において、本委員会の調査事項を「津市相生町自治会長による…」や「津市相生町自治会への…」としたことから、令和3年4月1日以降に係る記述について、「（元）相生町自治会長」や「（旧）相生町自治会」とはせず、すべて「相生町自治会長」及び「相生町自治会」と表記している。

## 目 次

1 調査事項	1
2 経過概要等	1
3 まとめ	8 5

## 1 調査事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の規定により、次に掲げる事項について、調査するものとする。

- (1) 津市相生町自治会長による行政対象暴力疑惑について
  - (2) 津市相生町自治会への不正な補助金の執行疑惑について
  - (3) 特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について
- ※(3)については、令和3年3月22日追加

## 2 経過概要等

本委員会は、令和2年12月23日に設置されて以降、計13回の委員会（正副委員長互選に係るものを除く。）を開催し、調査を進めてきた。

以下に経過概要を報告するとともに関連する事項をまとめる。

- (1) 令和3年1月19日 第1回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

### ○協議事項

- 1 百条調査について（説明）
- 2 今後の進め方について
- 3 次回の日程について

百条調査制度に係る事務局職員による説明の後、当該説明の内容を踏まえ委員会の運営方法等をまとめた「特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会運営要領（案）」について、協議を行い、原案どおりとすることとされた。

また、今後の委員会の進め方について、協議を行い、「開催日ごとに、次回のテーマや手法をあらかじめ特定して調査を行う」とこととされた。

次回の委員会においては、相生会館及びさくらゆ修繕工事について並びに商店街等活性化推進事業補助金について、執行部の関係職員に参考人質疑を行うこととし、開催日は、令和3年1月27日とすることとされた。

- (2) 令和3年1月27日 第2回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

## ○協議事項

- 1 相生会館及びさくらゆ修繕工事について
- 2 商店街等活性化推進事業補助金について
- 3 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

相生会館及びさくらゆ修繕工事（平成27年度及び平成28年度）について並びに商店街等活性化推進事業補助金（津市中心街商業振興会分）について、参考人質疑を行った。

なお、出席した参考人の職氏名は、次のとおりである。

### ○相生会館及びさくらゆ修繕工事について（平成27年度及び平成28年度）

- ・市民部人権担当理事 松下 康典
  - ・前市民部人権担当理事 橋本 英樹（平成30年度・令和元年度（平成31年度）当時）
  - ・元市民部人権担当理事 南 勇二（平成27年度～平成29年度当時）
  - ・元地域調整室長 奥田 幸秀（平成27年度及び平成28年度当時）
- ### ○商店街等活性化推進事業補助金について（津市中心街商業振興会分）
- ・商工観光部長 松田 千秋
  - ・前商業振興労政課長 橋本 直樹（令和元年度（平成31年度）当時）

当該参考人質疑における、委員（議員）からの質疑に対する参考人の主な発言内容は、次のとおりである。

### ○相生会館及びさくらゆ修繕工事について（平成27年度及び平成28年度）

- ・相生会館及びさくらゆ修繕工事の発注業者の選定において、相生町自治会長からの紹介があった
- ・分割発注（当初から1件の修繕工事を、競争入札ではなく随意契約にて行えるよう、意図的に50万円以下に分割して発注することをいう。以下同じ。）について、相生町自治会長からの話はなく、地域調整室が分割発注を実施した
- ・南担当理事は、担当理事として相談は受けていないが、緊急を要する修

繕工事については、分割発注により行われる場合があるとの認識はあった

- ・支出負担行為回議書は、修繕工事の完了後に、書類上のつじつまが合うように作成され、地域調整室において不適切な事務処理が行われていたため、当該回議書に記載の履行期間は、実際の工事日とは相違している
- ・さくらゆ外壁塗装工事は、決裁書類上は2つに分かれているが、実際の工事は1回で行われていた
- ・今回の案件を受け、自分（松下担当理事）でも調査をし、きちんとしていなかつたことを確認したので、それらのすべての問題点を洗い出して明確にし、今後、二度とないように努めたいし、そういう方策を考えたい

#### ○商店街等活性化推進事業補助金について（津市中心街商業振興会分）

- ・新規団体の立ち上げであることから部長決裁とした
- ・松田商工観光部長は、補助金の交付に係る団体の追加において必要である会員名簿の添付がなかったが、当該団体を補助対象とする指示をした。当該会員名簿の添付については、しっかりと求めていくべきであったし、しっかりと対応すべきであったと思っている
- ・松田商工観光部長は、補助期間である3年間の間に、A店からB店に店舗が替わったが、B店の営業時間が補助の要件を満たしていなかつた点について、今となつては書類の不備があつたと考えており、しっかりと確認すべきであったと反省している
- ・A店の経営者の「健康上の理由」によりB店に店舗が替わった旨が起案文書に記載されている中で、当該記載内容について、誰が誰に確認したものなののかは、現在、顧問弁護士の調査中でもあり、現時点では答弁を控えさせてほしい
- ・令和元年9月17日の夜、松田商工観光部長は、A店に行き、当該店舗を閉店する件について、橋本担当理事及び南担当理事も同席の上、相生町自治会長と共にA店の経営者と話をした
- ・提出された書類の中に会員名簿がなかったことに係る確認の経緯については、あらためてもう一度しっかりと調べていきたい

次回の委員会においては、相生町自治会の資源物持ち去り防止パトロール業務委託について及びごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助

金について、執行部の関係職員に参考人質疑を行うこととし、開催日は、令和3年2月5日とすることとされた。

(3) 令和3年2月1日 津市自治会問題に関する中間報告書の公表

津市自治会問題に関する中間報告書（津市自治会問題の調査を依頼する津市の顧問弁護士から、令和3年1月末時点の津市職員への聞き取り調査状況等について「中間報告」として報告されたことを受け、津市自治会問題に関する調査チーム（執行部側において令和2年1月23日に設置されたもの。以下「調査チーム」という。）として、取りまとめたもの）が公表された。

(4) 令和3年2月5日 第3回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に  
係る調査に関する特別委員会

○協議事項

- 1 相生町自治会の資源物持ち去り防止パトロール業務委託について
- 2 ごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助金について
- 3 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

相生町自治会の資源物持ち去り防止パトロール業務委託について及びごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助金について、参考人質疑を行った。

なお、出席した参考人の職氏名は、次のとおりである。

○相生町自治会の資源物持ち去り防止パトロール業務委託について

- ・環境部長 木村 重好
- ・環境政策課長 吉住 充弘

○ごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助金について

- ・環境部長 木村 重好
- ・環境事業課長 坂越 健二
- ・市民部地域連携担当理事 奥田 寛次
- ・地域連携課長 小橋 肇
- ・市民部長 武川 明広

・市民交流課長 高木 伸幸

当該参考人質疑における、委員（議員）からの質疑に対する参考人の主な発言内容は、次のとおりである。

○相生町自治会の資源物持ち去り防止パトロール業務委託について

- ・当該業務委託に係る日報の記載が事実と異なるとの指摘については、現在調査中である
- ・相生町自治会への当該業務委託は平成27年度から開始しているが、相生町自治会長とどのような内容を話し、準備を進めたかについては、現在調査中であり、答弁を控える
- ・パトロール業務に従事する者は、当該自治会員でなければならない中で、日報に記載されている者が、当該自治会員であるかどうかの確認は、しっかりととしてきてはいなかつた
- ・パトロール業務に従事する者が当該自治会員でなければならない旨は、当該業務委託に係る仕様書に記載されており、その確認ができていなかつたのはおかしいとの指摘については、現在進めている調査の中で判断していく
- ・市職員がパトロール業務に従事していたかどうかについては、調査・把握し、顧問弁護士に報告であることから、この場では答弁を控える
- ・市職員がパトロール業務を相生町自治会長により強制的に行わされていたかどうかについては、調査・把握し、顧問弁護士に報告してあり、すべてが示せる段階になれば、しっかりと説明責任を果たしていきたい
- ・パトロール業務について、調査中で分かっていることだけでもよいので、しっかりと答えてほしいとの点については、鋭意調査中であり、一部を切り取って説明するよりも、全容を解明してから、全体について、しっかりと説明責任を果たしていきたい
- ・相生町自治会長からパトロール業務に携わった市職員への金銭等の授受があったかどうかについては、現時点においてはすべてを把握している状況にないことから、しっかりと調査をしていきたい
- ・パトロール業務に自治会員以外の者が従事しているかどうかの確認が、発注者側で難しいのであれば、受注者である相生町自治会に当該確認を行わせ、次回の委員会で報告をしてほしいとの要求については、報告ができるよう努力していく

- ・相生町自治会の収支決算報告書に資源物持ち去り防止パトロール業務委託料の記載がない点については、顧問弁護士へ報告し、法的な対応について相談を継続しているところであり、答弁を控える
- ・当該委託業務自体が履行されていたことについては、確認した
- ・相生町自治会の収支決算報告書に当該業務委託料の記載がないということは、自治会活動ではないということであり、委託契約は違法ではないのかとの点については、しっかり調査し、違法であるかどうか、顧問弁護士との相談の結果でしっかりと説明責任を果たしたい。違法かどうかということについて、しっかり判断するように、引き続き、もう少し時間を頂きたい
- ・令和2年9月の決算特別委員会において、パトロール業務委託に係る実績報告書の提出を受けた際に、帳簿等の確認を必要に応じて行っていると答弁しているが、その調査結果報告を求めるとの点については、全容を解明した中で、適切にしっかりと判断していきたい
- ・自治会の収支決算報告書に事業収入や事業支出として記載されていないことは、自治会活動ではないのではとの点については、自治会の収支決算報告書は、各担当部局ではなく、地域連携課に提出されており、自治会への交付金の充当先に重点を置いて確認していたが、各担当部局においては、当該収支決算報告書との整合性までは合わせていなかった。よって、当該収支決算報告書には、補助金の収支については記載されていたが、各担当部局の補助金の申請書類等との金額の一致までは見ていなかった
- ・調査チームにおいては、各担当部局における調査結果の提出を受け、議会で問題になったこと、インターネットで指摘されていた事項も合わせて対象とし、調査を行っており、判明した事実すべてを顧問弁護士に報告し、警察と相談しながら、刑罰法令に違反するかどうか判断している最中であり、調査チームの中間報告書で示したのは、今現在、調査がそこまで進んでいるということである。今後についても、結果が出次第、それぞれの詳細については示す予定である。
- ・自治会の収支決算報告書は、自治会への交付金の使途を確認するだけでなく、いろいろな収支が記載されており、他にも活用できるのではないかとの点については、事務改善という意味では、今後、検討していく必要がある

- ・相生町自治会の収支決算報告書に当該業務委託料の記載がないことをもって契約解除に至るものではないと考え、契約を継続している
- ・本件について契約違反を理由に契約解除ができるはずであるとの指摘については、契約は対等な立場で締結しているものと認識しており、行政側の判断で一方的に解除を行うことはできないと考えている
- ・当該業務委託料の振込先については、ごみ一時集積所設置等事業補助金の振込先とは別の口座である
- ・当該業務委託料の記載が相生町自治会の収支決算書に記載がないことをもって契約解除できないとはいえ、令和2年9月の決算特別委員会の時点から約500万円もの委託料が、疑義がある中で市民の血税から支払われていることは、市民の理解が得られないことから、当該業務委託を一時停止すべきとの指摘については、調査結果や指摘を踏まえて、速やかに判断していく

#### ○ごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助金について

- ・ごみ一時集積所設置等事業補助金の交付に当たり、申請の際に提出された見積書に記載されている規格のものと、実際に設置されたものが異なっていることについては、当時の確認方法が、一つ一つのサイズを測ったり、型番の確認をしたりというものではなく、外観にてごみ一時集積所が設置されたことのみの確認を行っていたことによるものである。今回の調査結果を踏まえ、改めるべきところは改める必要があると考えている
- ・設置されたごみ一時集積所の価格が15万円に満たないにもかかわらず、15万円の補助金が交付されていることについては、当時の確認方法が、見積書に記載されている内容にて金額を確認していたことによるものである。改めるべところは改める必要があると考えている
- ・ごみ一時集積所設置等事業補助金が不正に交付されていた場合の返還請求については、顧問弁護士による聞き取り調査の結果、すでに三重県警察とも相談を進めており、適切に対応していきたい
- ・補助金交付要綱の規定に反し、工事完了日から3年を経過していないにもかかわらず、補助金を交付したものが2件あることについては、1件は職員の勘違いで認めてしまったものであるが、本日、新たに判明したもう1件については、ミスがあった可能性が高いと考えており、改めて調査の上、適切な対応をとる

- ・補助金の交付決定の翌日に補助金を振り込むことは可能なのかという点については、ここまで早いというのは他には例がない
- ・職員がごみ一時集積所の組立てに参加をしていたとの点については、把握している内容をすべて顧問弁護士に報告し、三重県警察と相談していることから、この場での答弁は差し控える
- ・ごみ一時集積所の組立てに参加した職員について、金銭の授受があったかどうか、また、弁当を食べさせてもらったかどうかとの点に関しては、現時点においては答弁を差し控える
- ・相生町自治会へのごみ一時集積所設置等事業補助金の交付に当たって、添付書類である領収書に、長年にわたり収入印紙が貼られていなかったことについては、職員の見落としである
- ・相生町自治会は広報配布数が240件、平成29年度の自治会費の納入件数が157件という規模であるが、ごみ一時集積所設置等事業補助金が10件分で150万円交付された年には、当該自治会が300万円以上を負担しなければならないことになるが、このことに対して何も疑問に思わなかつたのかとの点については、把握している内容をすべて顧問弁護士に報告し、三重県警察と相談していることから、この場での答弁は差し控える
- ・ごみ一時集積所の購入先業者であるユナイテッドファーミング株式会社については、今回改めて確認したところ、見積書等に記載されている所在地には存在していなかつた

また、参考人への質疑以外における委員（議員）からの主な発言内容は、次のとおりである。

- ・相生町自治会長が指名した5人の職員が公務中にパトロール業務に従事しているだけでなく、当該自治会長の運転手や犬の散歩、洗車など、また、自治会掲示板の取付けやごみ一時集積所の組立てを行っているほか、市から100万円の補助金が交付されている相生町自治会の集会所の塗装についても、職員が行っていたことを把握している
- ・補助金の交付決定の翌日に補助金を振り込むことは、通常では不可能であり、相生町自治会長と職員が関わっていたことは明らかであると考える
- ・現在の部長級職員が当時のことを率先して話さなければ何も解明できな

いと考える

- ・ごみ一時集積所の組立てに携わっていた職員を9人程度把握しているが、それよりも多くいると思われることから、しっかりと調査を進めてほしい

次回の委員会においては、引き続き、ごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助金について、また、土下座・丸刈り・特定飲食店の利用の強要について、執行部の関係職員及び津市議会議員に参考人質疑を行うこととし、開催日は、令和3年2月15日とすることとされた。

なお、参考人質疑の中で、参考人として出頭した執行部の関係職員が、令和3年2月1日に公表された津市自治会問題に関する中間報告書に、「現時点においては、各調査実施案件の詳細、相生町自治会長の関与及び市職員の関与の有無等については公表ができない状況にあるが、調査結果がまとまり、公表できることとなった時点で速やかに公表する」と記載されていることを理由に、答弁を拒否する場面が数多くみられた。

このことを受けて、議長から市長に対し、今後においては、真相究明に全面的に協力し、誠実な答弁を強く求める旨の通知が送付された。

#### (5) 令和3年2月10日 調査実施案件 調査結果報告書（一部）の公表

津市自治会問題の調査を依頼する津市の顧問弁護士から提出された、次に掲げる事案に係る調査実施案件 調査結果報告書が公表された。

- 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案
- 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案
- 相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案

#### (6) 令和3年2月15日 第4回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に 係る調査に関する特別委員会

##### ○協議事項

- 1 ごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助金について
- 2 土下座・丸刈り・特定飲食店の利用の強要について
- 3 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

前回の委員会に引き続き、ごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助金について、また、土下座・丸刈り・特定飲食店の利用の強要について、参考人質疑を行った。

なお、出席した参考人の職氏名は、次のとおりである。

○ごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助金について

- ・環境部長 木村 重好
- ・環境事業課長 坂越 健二
- ・市民部地域連携担当理事 奥田 寛次
- ・地域連携課長 小橋 豪
- ・市民部長 武川 明広
- ・市民交流課長 高木 伸幸

○土下座・丸刈り・特定飲食店の利用の強要について

- ・副市長 盆野 明弘
- ・監査委員 大西 直彦
- ・政策財務部税務・財産管理担当理事 橋本 英樹
- ・政策財務部担当理事（土地開発公社派遣） 伊藤 秀利
- ・総務部長 荒木 忠徳
- ・スポーツ文化振興部文化振興担当理事 南 勇二
- ・健康福祉部健康医療担当理事 嶽田 光伸
- ・都市計画部長 渡邊 公隆
- ・上下水道管理局長 浅井 英幸
- ・中央市民館長（非常勤） 松下 哲也
- ・田矢 修介議員
- ・福田 慶一議員
- ・辻 美津子議員
- ・山路小百合議員

当該参考人質疑における、委員（議員）からの質疑に対する参考人の主な発言内容は、次のとおりである。

○ごみ一時集積所・自治会掲示板・防犯灯設置補助金について

- ・自治会掲示板設置補助金について、平成28年度の相生保育園前の自治会掲示板は、申請書には支柱の破損と記載されているにもかかわらず、

見積書には合板シートと記載されており、添付写真も合板シートが交換されているように写っているという不一致については、担当部局の担当理事として、この点を確認しており、調査結果を三重県警察に報告し、関係書類を提出してあり、警察の捜査に全面的に協力している

- ・アルミ製の自治会掲示板は10万円程度で設置可能であるにもかかわらず、木製の掲示板の取り換え（ペンキを塗り替えただけのようにも見える）でこれほどの高額になるのかとの点については、当該自治会掲示板の現場確認を行い、現在の状態をすべて三重県警察に報告してある
- ・補助金の交付決定日と支払日が同日のものがあるが、これほど早く振込みができるのかとの点については、物理的には可能であるが、通常なされるべき事務であったかどうかについても、今後明らかになっていくものと考える
- ・自治会掲示板の施工を職員が行ったのかどうかとの点については、今後の捜査に影響を及ぼすおそれがあることから、具体的な答弁は差し控えたい
- ・自治会掲示板設置補助金の現場確認の事務の方法については、今後、変えていくべきと考えている。
- ・自治会掲示板設置補助金の返還請求については、今後明らかになる調査結果に基づいて、適正に対処したい
- ・防犯灯設置補助金の交付に係る添付写真を確認すると、同じ場所に3回設置されているものがあるとの点については、現地調査の結果、設置場所が申請書類上と異なるものがあることが判明している
- ・書類の確認不足や現地確認の怠りが相生町自治会に関わる件についてのみ起こるのはおかしいとの点については、防犯灯設置補助金については、現地確認をせずに、位置図と現場写真に基づいて交付してきた経過があり、手続的には定められたルールにのっとって、適正に執行してきたという認識である。当時の担当者への聞き取りではそこまで気が付かなかったということであった
- ・防犯灯設置補助金の交付手続に係る添付書類を確認したところ、見積書を提出した業者と実際の施工業者が異なるケースがあるとの点については、若干不自然かとは思うが、不適正な会計処理ではないと認識している
- ・平成30年度の防犯灯設置補助金の交付に係る見積書には、日付が入っ

ておらず、平成28年度の補助金の交付に係る見積書に手書きで加筆したもののように見受けられるが適切なのかとの点については、交付申請書に記載された事業計画の内容が、添付された見積書から確認でき、実績報告書に添付される領収書等と金額や事業内容が同じであれば問題ないと判断した

○土下座・丸刈り・特定飲食店の利用の強要について

- ・相生町自治会長に対して職員や議員が土下座をしたり、ひざを付いたりして、謝罪をしている現場に同席したことがある
- 橋本担当理事…自分を含む職員が議員同席のもとで土下座をした現場  
　荒木部長らが土下座をした現場  
　加藤議員と安積議員がフードバンク三重に係る本会議での発言通告に際し、ひざを付いた現場
- 鳩田担当理事…後輩職員の謝罪に係る現場  
　前議長の岡議員及び田矢議員の土下座に係る現場
- 南担当理事…当時の都市計画部長の謝罪に係る現場  
　当時の建設部長の謝罪に係る現場  
　鳩田担当理事の発言にあった後輩職員の謝罪に係る現場  
　前議長の岡議員及び田矢議員の土下座に係る現場
- 浅井局長…前議長の岡議員及び田矢議員の土下座に係る現場  
　加藤議員と安積議員がフードバンク三重に係る本会議での発言通告に際し、ひざを付いた現場
- 荒木部長…自分も含め職員が謝罪した現場（2回）  
　加藤議員と安積議員がフードバンク三重に係る本会議での発言通告に際し、ひざを付いた現場  
　前議長の岡議員及び田矢議員の土下座に係る現場
- ・土下座をしたり、ひざを付いたりしての謝罪の現場へは、相生町自治会長から直接呼ばれて行ったのかどうかについては  
橋本担当理事…直接呼ばれて行ったのではなく、職員からの伝言で途中から入ったと記憶している。いずれにしても自治会長の意向によって同席した
- 鳩田担当理事…相生町自治会長に呼ばれて同席したというよりも、当該事案に関わる部署の職員から依頼があったと記憶している

南担当理事…相生町自治会長からの依頼により同席した

- ・橋本担当理事は、なぜ土下座をして謝罪をしたのかとの点については、議員が同席していた場面においては、その場で土下座をしないと、議員にも厳しい叱責が及ぶであろうと考え、何とかその場を収めたいという気持ちであった
- ・土下座をして謝罪することについて、相生町自治会長から無言の圧力があったのかどうかに関しては、激しく叱責をする場面を見て、直接的な威圧的言動はなかったが、その場を収めるには土下座をするしかないという無言の圧を感じたことは否定できない
- ・山路議員は、本会議に遅刻した際、遅刻の理由が嘘ではないのかと相生町自治会長から呼び出されたことがある
- ・山路議員が相生町自治会長に現金を渡したといううわさについては、事実ではない
- ・辻議員が加藤議長に対し、相生町自治会長に30万円を支払った方がよいと言ったのかという点については、「支払った方がよい」と言ったのではなく、雑談の中で「相場はこんなことになっている」という冗談めいた言い方で話した
- ・岡議員の議長職からの辞任を求める運動を行った際、辻議員が倉田議員とともに、相生町自治会長に肉を持って依頼に行ったかどうかについては、そのような事実はない
- ・大西監査委員は、相生町自治会長が経営に関するスナックに出入りしていた
- ・渡邊部長は、相生町自治会長が経営に関するスナックに出入りしていたが、謝罪や業務上の話をその場で決めるというスタンスで行っていたわけではない。ただ、トラブルが発生した際、その後に行ったときには「いろいろと御迷惑をかけました」など、社交辞令として挨拶程度はした
- ・平成26年当時の総務部長であった盆野副市長は、同年、相生町内の犬のふん便に係るクレームの件で、相生町自治会長の意向により、議会棟の委員会室に、三重県職員が呼び出され、津市職員が同席した案件について、自分が同席していたという記憶がない。天地天命に誓って自分は同席していなかった
- ・相生町自治会長が経営に関するスナックの夏と冬のイベント（1回当

たり 200 人規模やそれ以上のときもあった）のチケットの取りまとめ役を伊藤担当理事が行っていたことについては、伊藤担当理事が当該自治会長から頼まれ、そこで断れば当該自治会長との関係が悪くなるのではないかとの思いから引き受けてしまった

- ・伊藤担当理事は、都市計画部に在籍している当時、お城西公園にて例年開催している行事に関し、相生町自治会が同じ時期に同じ場所の使用許可を得ていたことから、相生町自治会長との調整が必要となり、市の行事を開催すべく、使用場所を譲ってもらうお願いをするために、丸刈りになったことがある
- ・盆野副市長は、トラブルの際に毅然と対応できなかった。また、模範となるべき幹部職員が、理由のない、いわれのない謝罪を繰り返すことで、若手職員に不信感が生じ、職員同士が失望して疑心暗鬼になっていったが、責任者としてこの状況を止められなかった。これらのことは、市長にはある程度報告したが、すべてではなかった。
- ・相生町自治会長に妨害されない業務に就きたい旨の自己希望調書が職員から提出されていたことを荒木総務部長は認識しているのかとの点については、その自己希望調書は見ていないが、人事課長から、こういうような事案があったことから異動になるというような形で報告を受けた記憶がある
- ・平成 26 年に小林貴虎元議員が相生町自治会長に土下座をして謝罪をした際、当時の正副議長（田矢議員及び横山敦子元議員）並びに長谷川正元議員及び辻議員のほか当時の幹部職員数名が同席していた
- ・盆野副市長は、平成 26 年に小林貴虎元議員が相生町自治会長に土下座をして謝罪をした現場や、元議長の岡議員及び田矢議員の土下座に係る現場などを含め、議員の土下座による謝罪に同席したことが 4 度ある
- ・平成 30 年 6 月 11 日の朝、本庁舎 3 階の人権課隣の相談室において、橋本担当理事及び南担当理事同席のもと、相生町自治会長が経営に関与するスナックの経営者が 5 人の職員に現金入りの封筒を渡した
- ・中央市民館からフードバンク三重の物品を搬出した際、中央市民館の職員も手伝った
- ・ごみ一時集積所のキットが業者から中央市民館に配達されてきて、中央市民館の職員が受取りを行っていた
- ・盆野副市長は、総務部長として在職していた平成 26 年及び平成 27 年

に、相生町自治会長が経営に関与するスナックへ行っていたが、副市長に就任後は行っていない

- ・盆野副市長が総務部長在職時に、相生町自治会長が経営に関与するスナックへ行っていたことは、間違っていたことであり、職員に対して申し訳ないと思っている
- ・盆野副市長は、自分に責任があり、今やるべきことは、これを断ち切って、きちんとした形で解明して、再発防止をすることであり、その後で、きちんと自分の責任を皆さんに報告したいと思っている
- ・平成30年12月3日に、加藤議員（当時の会派代表）と安積議員が相生町自治会長に謝罪をせざるを得ない状況に追い込まれた際、  
浅井局長（当時の議会事務局長）…加藤議員と安積議員への連絡はした  
が、同席していた職員を呼んだ記憶  
はない

荒木総務部長…総務課長か総務課職員から連絡を受けて同席をした  
橋本担当理事…途中から同席したが、相生町自治会長から直接呼ばれた  
のか、職員の誰かから連絡を受けたのかは記憶が定かで  
はない。ただ、当該自治会長の意向を受けて同席したこと  
とは間違いない

田矢議員…相生町自治会長から直接連絡があり、同席をした

- ・平成30年12月3日に、浅井局長（当時の議会事務局長）が相生町自治会長の意向を受けて、加藤議員（当時の会派代表）と安積議員に連絡をしたのは、他の市民から議会事務局へそのような話があった際と同様の取扱いを行ったものである
- ・辻議員が岡議員の議長職からの辞任を求める運動を行った際、相生町自治会長に依頼したのかとの点については、そのような事実はない
- ・職員や議員から相生町自治会長への謝罪の場に田矢議員が同席していたことについては、田矢議員自身が自治会長と議員という関係の中で、適切な線引きをすべきであったと反省しており、同席することが職員に対する過度なプレッシャーとなっていたのではないかとの点についても、同様に、非常に重く受け止めており、反省している
- ・山路議員が本会議に遅刻し、遅刻の理由が嘘ではないのかと相生町自治会長から呼び出された際、福田議員が同席していたのは、当該自治会長から会派代表としてどのような教育をしているのかという話があり、叱

責を受けたものである

- ・福田議員は令和2年3月以降、市民クラブの会派代表として、相生町自治会長から呼び出されていたが、職員が当該自治会長に恫喝されたり、厳しく叱責されたりしているところに同席したことはない
- ・福田議員が本会議において道の駅かわげに関する質問をしたのは、相生町自治会長の意向を受けてのものかとの点については、当該自治会長の意向を受けてのものかと言われれば、そうかも分からぬが、それがすべてではない
- ・福田議員が建設水道委員会において相生町内でのガス工事の在り方について質問をしたのは、相生町自治会長の意向を受けてのものかとの点については、当該自治会長からも要望は受けたが、地域住民が困っていたことを受けたものであり、通常の議員活動の一環であると思っている
- ・顧問弁護士の調査報告に対する市としてのコメント、市民への説明・お詫びをまず出すべきではないかとの点については、市長も自分（盆野副市長）も責任を感じており、調査チームの最終報告を踏まえて、市長と自分の責任を含め、きちんと取りまとめて報告したい

また、参考人への質疑以外における委員（議員）からの主な発言内容は、次のとおりである。

- ・自治会掲示板の設置の趣旨は、地域住民に市政情報を周知することであるが、ポスター等の掲示がされておらず、利用されていないのであれば、補助金交付の対象とならないと考える
- ・市場価格や他の自治会で設置されている掲示板との価格を比較していなかつたことは職務怠慢である
- ・防犯灯設置補助金が明らかに不正受給されていることから、補助金の返還を求めるべきである
- ・平成26年に相生町内の犬のふん便に係るクレームの件で、相生町自治会長の意向により、議会棟の委員会室に、三重県職員が呼び出され、津市職員が同席した案件について、多くの幹部職員が関係していたにもかかわらず、調査結果報告書に記載されていないのは不思議で仕がないし、多くのことを知っているはずの幹部職員が調査チームに自ら何も話そうとしないことは理解できない
- ・資源物持ち去り防止パトロールを所管する環境政策課資源循環推進担当

の担当主幹が、平成25年度から4年連続で替わっていることが腑に落ちない

- ・平成30年6月11日に本庁舎内で相生町自治会長が経営に関与するスナックの経営者が職員に渡した現金は、後日返還されたが、その数日後、橋本担当理事と南担当理事から当該職員に対し、当該自治会長に不愉快な思いをさせたことに対する謝罪をすべく、当該スナック等に行くよう指示があった
- ・盆野副市長が総務部長として在職していた平成26年度及び平成27年度に、相生町自治会長が経営に関与するスナックへ行っていたことを見ていた職員もいた中で、副市長に就任した際に、行くことをやめるのではなく、行くべきではないと号令をかけるべきであった
- ・安積議員は、フードバンク三重の取組を称賛する趣旨の一般質問をすべく聞き取りをしようとしたのに、なぜ加藤議員と安積議員が謝罪をしなければいけないのか不思議である
- ・結果として、使うべきでない税金を使ったことを深く反省し、市民に対してお詫びをすべきである

次回の委員会においては、行政対象暴力について、盆野明弘副市長及び南勇二スポーツ文化振興部文化振興担当理事に証人尋問を行うこととし、開催日は、令和3年3月8日（月）とすることとされた。

なお、委員会の冒頭において、前回の委員会後に送付した議長から市長への通知に対し、調査チームの渉外担当の班長である奥田地域連携担当理事から、答弁を控えていた理由と今後の答弁について発言があった。

また、当該発言内容について、委員会に対し、文書で提出するよう求めることとされた。

#### （7）令和3年2月18日　盆野明弘副市長及び南勇二スポーツ文化振興部 文化振興担当理事への証人出頭請求書の送付

##### ○証言を求める事項（盆野明弘副市長）

- 1　相生町自治会長による行政対象暴力の契機となった出来事について
- 2　その他相生町自治会長による行政対象暴力疑惑に関する一切の件

##### ○証言を求める事項（南勇二スポーツ文化振興部文化振興担当理事）

- 1　金銭の授受の有無について

## 2 その他相生町自治会長による行政対象暴力疑惑に関する一切の件

### (8) 令和3年2月19日 市長から議長に対し、証人出頭請求に係る申入れに関する依頼文書の送付

当該依頼文書の概要は、次のとおりである。

- ・盆野明弘副市長及び南勇二スポーツ文化振興部文化振興担当理事に対する証人出頭請求書には、職員である証人に証言を求める事項が記載されているが、職員に求められる証言が職務上の秘密に属するものに該当する場合には、地方自治法第100条第4項の規定により任命権者である津市長の承認を要することとなる
- ・当該証人出頭請求書に記載の証言を求める事項によっては、当該承認を要するか否か、また、承認をすべきか否かの判断をしかねると考えている。
- ・出頭に際しての補佐人の同行の要否の判断にも支障をきたすものと考える
- ・証人については、地方自治法第100条第2項の規定により、民事訴訟に関する法令の規定中証人の尋問に関する規定が準用されるところ、民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）第107条第2項では、「尋問事項書は、できる限り、個別的かつ具体的に記載しなければならない」と規定されていることから、この趣旨に沿った記載とするよう申し入れる
- ・民事訴訟規則第106条において、証人尋問の申出に関し、「尋問に要する見込みの時間を明らかにしなければならない」と規定されていることに鑑み、職員が証人として出頭し、証言をする見込みの時間を示すよう併せて申し入れる

### (9) 令和3年2月25日 調査実施案件 調査結果報告書（一部）の公表

津市自治会問題の調査を依頼する津市の顧問弁護士から提出された、次に掲げる事案に係る調査実施案件 調査結果報告書が公表された。

- 中河原西自治会の設立に関する事案
- 人事異動への関与に関する事案
- その他、聞き取りの結果、新たに調査を必要とされた事案
  - ・相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案

(10) 令和3年2月26日 議長から市長に対し、証人出頭請求に係る申入れに関する依頼に対する回答文書の送付

当該回答文書の概要は、次のとおりである。

○尋問事項について

- ・今回の証人出頭請求は、令和2年2月15日に開催された委員会において参考人として出席した盆野明弘副市長及び南勇二スポーツ文化振興部文化振興担当理事が、当該委員会における委員からの質疑に対し、その答弁が不十分であった経緯を受けて、同日の委員会において、当該証人出頭請求を行うことが決定されたものである
- ・よって、出頭請求書の証言を求める事項欄への記載をもって、民事訴訟規則第107条第2項の規定の趣旨に沿った尋問事項であると解しているが、同日の委員会における参考人質疑の内容から想定される、証人により証すべき事実の細目は、次のとおりである

「盆野証人」…①部長職であった時期を含め、相生町自治会長と、いつからどのように関わってきたのか

②市長には、相生町自治会長に関わる案件について、どのようなことを報告していたのか

③平成26年、議会棟の委員会室に、相生町自治会長の意向により、三重県職員が呼び出され、津市職員（幹部職員を含む）が同席した案件について、調査チームは、把握しているのか

④その他相生町自治会長による行政対象暴力疑惑に関する一切の件

「南証人」…①平成30年6月11日（月）の朝、本庁舎3階の人権課隣の相談室において、スナックの経営者が5人の職員に現金入りの封筒を渡した場所に同席したか

②同日、別の1人の職員に現金入りの封筒を直接手渡し、又は、別の誰かが手渡した場所に同席したか

③相生町自治会長と、いつからどのように関わってきたのか

④その他相生町自治会長による行政対象暴力疑惑に関する一切の件

○尋問時間について

- ・盆野証人及び南証人ともに2時間程度（予定）

(11) 令和3年3月1日 調査実施案件 調査結果報告書（一部）の公表

津市自治会問題の調査を依頼する津市の顧問弁護士から提出された、次に掲げる事案に係る調査実施案件 調査結果報告書が公表された。

○中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案

○中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案

○市職員の私的利用に関する事案

(12) 令和3年3月4日 市長から議長に対し、証人の証言に係る通知文書の送付

当該通知文書の概要は、次のとおりである。

- ・令和3年2月26日付けの回答文書にて示された証人により証すべき事実の細目のうち、それぞれの証人に係る①から③までの項目に係る証言については、捜査情報及び人事情報に関する事項を除き、守秘義務を解除し、地方自治法第100条第4項による承認を行った
- ・それぞれの証人に係る④の項目については、民事訴訟規則第107条第2項では、「尋問事項書は、できる限り、個別的かつ具体的に記載しなければならない」と規定されているにもかかわらず、一般的かつ抽象的なものとなっている
- ・「その他相生町自治会長による行政対象暴力疑惑に関する一切の件」との記載は、「その他」「一切」という包括的な提示であり、具体性を欠くことから、地方自治法第100条第4項の承認を要するか否か、また、承認をすべきか否かの判断を行えず、当該項目に係る承認は行い得ないと判断した
- ・そのため、④の項目に関する証言を求められる内容が職務上の秘密に属するものに該当するおそれがあると判断する場合には、両名から適宜職務上の秘密に属するものである旨の申立てが行われ、証言ができないこととなる

(13) 令和3年3月8日 第5回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

## ○協議事項

- 1 行政対象暴力について（証人尋問）
- 2 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

行政対象暴力について、盆野明弘副市長及び南勇二スポーツ文化振興部文化振興担当理事に証人尋問を行った。

当該証人尋問における、委員（議員）からの尋問に対する証人の主な発言内容は、次のとおりである。

## ○南証人

- ・平成30年6月11日（月）の朝、本庁舎3階の人権課隣の相談室において、相生町自治会長が経営に関与するスナックの経営者が5人の職員に現金入りの封筒を渡した場所に同席していた。なお、場所の設定は、行っていない
- ・同日、別の1人の職員に現金入りの封筒を直接手渡し、又は、別の誰かが手渡した場所に同席したかどうかは、記憶の喚起ができない
- ・人権担当理事に着任した平成27年4月1日の4か月ほど前に、相生町自治会長と市職員が証人の所属課に来たときに、初めて挨拶を交わして面識ができたが、それまでは当該自治会長と会話をしたこともなかった
- ・平成30年6月11日の件を調査チームに報告していなかったのは、記憶の喚起ができていなかったためである
- ・人権担当理事に着任後の相生会館やさくらゆの修繕工事について、以前からいわゆる分割発注を行っていたことの認識はあったが、当該発注を行ったことの報告は受けていないし、指示もしていない
- ・相生会館やさくらゆの修繕工事を特定の業者に発注するよう、相生町自治会長から、いつ、どこで頼まれたのかについては、職務上の秘密に属する事項であり、任命権者の許可を得ていないため証言できない
- ・津市中心街商業振興会に対する商店街等活性化推進事業補助金への関わりについては、職務上の秘密に属する事項であり、任命権者の許可を得ていないため証言できない
- ・令和元年9月17日の夜、当該補助金の交付を受けていた店舗に、相生町自治会長に呼ばれて行った

- ・相生町自治会長が経営に関するスナックのチケットの取りまとめ役を、伊藤政策財務部担当理事が当該自治会長から頼まれたときに同席していた
- ・今、考えれば、市全体のことを考えて、相生町自治会長に対し、そのようなことはやめてほしいと言うべきであったが、事を荒立てて叱責などをされることを危惧し、同調も否定もしなかった
- ・人権担当理事に着任した平成27年4月1日の時点で、相生町自治会長の要求は断ることができない雰囲気があった。自身も当該自治会長とトラブルがあり、市役所の他部署にも迷惑をかけ、土下座したことがあった。そのため、自分一人が反抗しても無理だという認識があった。土下座の回数は、自分のことでは3度ぐらいである。副市長には2回報告しており、土下座のことまで言った記憶はないが、謝罪をして問題が解決したという形の報告をした
- ・人権担当理事は、相生町自治会長と市とのパイプ役になっているようなポストなのかとの点については、隣保館がある地域の自治会長が来ることはあったが、確かに相生町自治会長は、他の自治会長よりも回数が多くかった
- ・相生町自治会長への謝罪の場には、幹部職員が集まっていることが多かったが、なぜ多くの幹部職員が一自治会長への謝罪の場に集められていたのかとの点については、相生町自治会長の真意は分からぬが、来いと言われれば断り切れない状況であったということである
- ・平成31年に退職願を出した元中堅職員の件で、勤務時間中に相生町自治会長から呼ばれて、当該自治会長の事務所に行ったことがある
- ・相生町自治会長からの度重なる要求が不当要求や行政対象暴力に当たるとの認識はなかったのかとの点については、確かに無理な要求もあったが、例えばこちらが99%正しくても1%間違っていた場合、その1%を突いてくるため、その1%ぐらいいいのではないかと、なかなか言えないような状況で対応していたのが実情である。今、考えれば、当時の対応は間違っており、不当要求であったと感じている
- ・人権担当理事に着任し、本来の業務とは違うかも分からぬが、相生町自治会長に対するトラブルを一番市役所にとって被害が少なくなるよう収めていくことも仕事のうちとの認識があった

○盆野証人

- ・相生町自治会長とは、いつからどのように関わってきたかとの点については、平成26年2月に総務部長に着任後、同年春ごろに、当該自治会長から議会におけるSNSへの投稿問題の解決に向けて協力してほしいとの話があって以降、同年8月に、議長室横の応接室での当該SNSへの投稿問題の謝罪の場に呼ばれたり、平成30年3月ごろに、当時の議長の議長就任前の議場での行為に対する謝罪の場に呼ばれたりというような、いわゆるトラブルや最後の解決の場に呼ばれ、その場を見せられるというような形で関わってきた
- ・平成26年、議会棟の委員会室に相生町自治会長により三重県職員が呼び出され、幹部職員を含む津市職員が同席した案件については、調査チームは把握している
- ・相生町自治会長が経営に関与するスナックへは、平成26年及び27年の総務部長在職時には行っていた
- ・副市長に着任以降、相生町自治会長が経営に関与するスナックへ行っていないのは、このような交友は断ち切らなければならないのが宿命であると感じて、行かないと決めたからである
- ・相生町自治会長が経営に関与するスナックへ部長級以下の職員が行っていることを知りながら、自分の身を守るのが精一杯で、副市長の自分だけが行かなければ、自分以外は行ってもよいとの認識があったのではないかとの点については、当時はそこまでの思いが及ばなかった
- ・職員がチケット制や予約制にまでして相生町自治会長が経営に関与するスナックへ行っていることを知りながら、なぜ注意をしなかったのかとの点については、うわさの形で耳にしていたが、具体的な内容までは分からなかったことから、綱紀粛正に係る通達を出す形にとどまっていた
- ・令和2年2月14日に相生町自治会長が経営に関与するスナックの経営者からバレンタインデーのチョコレートが届いたことから、同年3月14日のホワイトデーにそのお返しをした
- ・平成27年の津まつり及び緑と花の市の開催期間に、会場となるお城西公園において相生町自治会がイベントを開催するに当たり、開催場所に係る許可申請に起因してトラブルとなった件で、職員の土下座による相生町自治会長への謝罪の場に同席した。ただし、事前にそのようなことは絶対にしないでほしい旨を伝えていたにもかかわらず、土下座による謝罪に至ったものである

- ・2年ほど前に、相生町自治会長とトラブルになった職員が相談に来て、自分が当該自治会長と職員の間に入って交渉し、一旦は、「何もなかつたこととするわ」という結論であったが、後日、当該職員から「向こうへ行って謝ってきました」と報告を受けた記憶がある。自分は同席していないので分からぬが、おそらく、当該職員は、謝罪に行ったのであろうと思う
- ・議会での傍聴席からのやじの件については、執行部側で得られた情報をもとに市長に報告した
- ・相生町自治会長による人事への介入については、そのような記憶はない
- ・平成27年2月に当時の人権担当理事の中央市民館長への配属を求める旨の市長宛ての要望書が提出されていたことについては知らない
- ・人権担当理事の人事異動について、個別具体的に相生町自治会長から話を聞いた記憶はないが、人事異動の時期に、部長級職員の仕事ぶりについて意見を聞いた記憶はある
- ・相生町自治会長が経営に関するスナック経営者からのバレンタインデーチョコレートのお返しの届けについては、秘書課を通じて、人権担当に依頼した。なお、市長の分は市長が自分で購入したものであるが、自分の分は購入を別の職員に依頼したものである
- ・総務部長、副市長という役職の中で、事実を見ながら何も手を打ってこなかつた責任をどう取るのかとの点については、事実解明と再発防止に全力を傾注するのみである
- ・市長と相生町自治会長との間の交流を取り持つような行動はなかつた
- ・商店街等活性化推進事業補助金の制度改革については、商工観光部長からの相談はなかつた
- ・環境部の元中堅職員が退職したいきさつについては、当該元中堅職員が長期休暇を取得する際に、相生町自治会長とのトラブルがあつたことは聞いていたが、詳細は調査結果報告書を読むまで全く知らなかつた
- ・相生町自治会長が経営に関するスナックに副市長に就任時に行かないこととしたことについて、当該自治会長との間でトラブル等はなかつた
- ・副市長就任時や誕生日に相生町自治会長から花が届いた
- ・退職した元中堅職員の辞職願の中に、相生町自治会長に幹部職員が利益供与していたことが記載されていることについては、確認した
- ・相生町自治会長が非常に警戒すべき要注意人物であるという認識を平成

25年から抱いていた

- ・相生町自治会長への土下座や丸刈りによる謝罪について、具体的な報告や相談はなかった
- ・部次長級の人事配置については、市長と副市長が責任を持って行っている。相生町自治会長による人事介入はなかったが、結果として一致した部分はある

また、証人への尋問以外における委員（議員）からの主な発言内容は、次のとおりである。

- ・業務上の妨害があれば、誰が来ようが、行政全体として、その段階で線を引いて、警察に相談するなど、打つ手はたくさんあったはずである
- ・報告が上がってくるまで何もしないのではなく、自分が気づいたこと、少しでも引っかかったことがあれば、しっかりと聞き、対応するのが副市長の職域である
- ・7年の間に、相生町自治会長に関わる案件で、盆野副市長に報告が上がってきたものが3つしかないというのは、幹部や職員は言えない状況であり、苦しんだということである
- ・市長も相生町自治会長が経営に関与するスナック経営者からのバレンタインデーチョコレートのお返しをしているとのことだが、厳密に言えば公職選挙法違反である
- ・退職した元中堅職員の辞職願に、幹部職員が相生町自治会長に利益供与していた旨の記載があったのであれば、当該元中堅職員が公益通報制度に基づく公益通報を行わなかつたとしても、津市職員に対する不当要求行為等の防止に関する要綱に基づく委員会の設置をすべきであった
- ・部長は自分で解決しなければならないと思い、副市長への報告はせず、また、副市長の方は自ら声掛けをすることもないというのは、本当に風通しの悪い組織であり、残念な話である
- ・人が人を育て、人の心が変わらなければ何も変わらないと思う。まずは盆野副市長自身が変わらなければならない

次回の委員会においては、さくらゆの管理委託、相生町内の各種施設修繕工事の分割発注及び商店街等活性化推進事業補助金について、当時の決裁権者である執行部の関係職員等に参考人質疑を行うこととし、開催日は、

令和3年3月15日（月）とすることとされた。

なお、委員会閉会後、盆野証人から、「証人尋問における発言の中で、バレンタインチョコレートの返礼品の届け方については、秘書課が人権担当（中央市民館）に住所を確認し、返礼品の届けについては、秘書課長が年次有給休暇をとって返礼」した旨、一部訂正の申出があった。（令和3年3月15日の委員会の冒頭で報告）

（14）令和3年3月12日 調査実施案件 調査結果報告書（一部）の公表  
津市自治会問題の調査を依頼する津市の顧問弁護士から提出された、次に掲げる事案に係る調査実施案件 調査結果報告書が公表された。

- 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案
- 工事請負業者の地元調整に関する事案
- 道路占用許可に関する事案

（15）令和3年3月15日 第6回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

○協議事項

- 1 さくらゆの管理委託、相生町内の各種施設修繕工事の分割発注及び商店街等活性化推進事業補助金について
- 2 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

さくらゆの管理委託、相生町内の各種施設修繕工事の分割発注及び商店街等活性化推進事業補助金について、参考人質疑を行った。

なお、出席した参考人の職氏名は、次のとおりである。

- ・中央市民館長（非常勤） 松下 哲也
- ・上下水道事業局長 松下 浩己
- ・政策財務部検査担当参事（兼）検査課長 倉田 智司
- ・都市計画部津駅前北部土地区画整理担当参事  
(兼) 津駅前北部土地区画整理事務所長 田中 泰行
- ・津北工事事務所長 竹村 広己
- ・水道工務課調整・工事担当主幹（兼）企画員 山口 兼史

- ・（元）市民部対話連携推進担当参事  
（兼）対話連携推進室長 村田 宗秀
- ・選挙管理委員会事務局次長 橋本 直樹

当該参考人質疑における、委員（議員）からの質疑に対する参考人の主な発言内容は、次のとおりである。

○さくらゆの管理委託について

- ・平成26年に、さくらゆが指定管理者制度から直営（管理委託制度）に移行する際、当該管理委託料の補正予算の積算時において、財政部局に最初にかなり高い金額（臨時職員の単価の一番高いもので見積り）を要求したのは、相生町自治会長に多少なり寄り添ってしまったからである
- ・平成26年に、さくらゆが直営（管理委託制度）に移行した後の使用料については、少なくとも平成27年3月までは、市の職員が集金し、入金していた

○商店街等活性化推進事業補助金について

- ・平成31年1月に空き店舗を改修して出店した店舗に対し、改修費補助金を交付しているが、当該改修を行った業者は、令和3年1月27日の委員会で質疑をした別の店舗の改修業者と同一の業者であった
- ・平成31年1月に空き店舗を改修して出店した店舗に対する改修費補助金の交付に係る実地検査については、改修内容が分かる書面を基に、職員2人が立会いの下で行って了承した
- ・平成31年1月に空き店舗を改修して出店した店舗は、補助金の交付条件の一つである3年間継続しての営業を行わずに、現在は営業をしていない状況であるが、当該補助金の今後の処理については、現在、顧問弁護士への相談を行っている段階と聞いており、この場での答弁は差し控えたい
- ・補助金の交付対象に、任意団体も新たに加えることとした制度改正については、市民に周知はされていなかった

○相生町内の各種施設修繕工事の分割発注について

- ・平成26年度から29年度までの間に、相生町地内における予定価格50万円以下の修繕工事について、営繕課への相談はなかった
- ・平成26年度に相生町の自治会集会所の修繕工事等に係る補助金が交付されているが、当時、屋根の防水シートの張り替えが行われていないと

- か、外壁の塗装を職員が行ったとかというふうには聞いていない
- ・自治会集会所の修繕工事等に係る補助金の交付申請書に添付されている見積書に日付が記載されていないとの点については、理由を説明できず、  
当時、見落としたとしか言いようがない
  - ・自治会集会所の修繕工事等に係る補助金の交付申請書の日付と、交付決定書の日付が同じ日であるのは、当時、急いで決裁書類を処理した結果  
が日付として残ったと理解している
  - ・自治会集会所の修繕工事等に係る補助事業に関する実績報告書に添付さ  
れている写真には、瓦の屋根が写っているが、屋根の防水シートの張り  
替えが行われていれば、瓦自体が写ることはないと思うがどうかとの点  
については、自分（津駅前北部土地区画整理担当参事（兼）津駅前北部  
土地区画整理事務所長）は、そのような工法は知らない
  - ・自治会集会所の修繕工事等に係る補助金の交付について、不正行為であ  
るとの認識はなかった
  - ・相生町公園の花壇の修繕と撤去が同時期に2件の修繕として行われてい  
るのは、1件目の修繕（雑木等の伐採）の施工中に、花壇のブロックに  
クラックが入っていることが分かり、安全性のために、当該ブロックの  
撤去を行うための2件目の修繕を発注したことによるものである。よっ  
て、当該2件の修繕が分割発注であるとの認識はない
  - ・当時の修繕においては、特殊な塗料を使うような場合を除き、材料の写  
真や品質の資料の提出は求めていなかった
  - ・当時の修繕においては、例えば公園のトイレの屋根防水が含まれていた  
ときに、当該屋根防水に係る完成写真が添付されていなかったとしても、  
現場を確認することなく、検査を通していた
  - ・当時の修繕においては、完了後に、施工した業者に対し、当該施工業者  
を含む3社分の見積書と、請書、完成写真及び請求書からなる必要書類  
の一式の提出を求めていたため、施工日等については、おおよその時期  
は合致しているが、当該書類に記載されている日付が実際の日付と厳密  
に一致しているかというと、確実ではない
  - ・平成29年9月11日から同月18までの間に施工された相生町公園  
のトイレの外壁塗装修繕の完成写真に、同年10月19日から同月26  
までの間に施工された同公園のモルタルブロック塗装修繕により塗装  
されたはずの外柵モルタルブロックが塗装後の状態で写っているのは、

実際には、当該モルタルブロック塗装修繕を、当該トイレの外面塗装修繕と同時期に施工していたものであり、意図的ではないが結果として分割発注の形になったものである

- ・修繕の完了後に3社分の見積書、請書、完成写真、請求書からなる必要書類の一式の提出を求めていたことは、不適切な事務処理であったし、実際とは異なった日付が入った書類を、決裁権者として承認していた
- ・平成29年9月11日から同月18日までの間に施工された相生町公園のトイレの外面塗装修繕の完成写真に、同年10月19日から同月26日までの間に施工された同公園のモルタルブロック塗装修繕により塗装されたはずの外柵モルタルブロックが塗装後の状態で写っていることは、つじつまが合っていないが、当時、そこまで確認せずに決裁者として承認した
- ・年間約500件以上の修繕がある中で、一つ一つしっかりと見て決裁をしたということではない
- ・相生町地内の水道管布設工事に伴うマンホール修繕が立て続けに行われていたことについては、当該水道管布設工事により舗装業者が施工する舗装面の高さの変更が生じることに伴い、それぞれの時期において発注したものであるが、本来は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定に基づく少額隨契ではなく、同項第6号の規定に基づく随意契約として行えば問題なかったと考える
- ・相生町自治会長と公務以外でも付き合いがあったのは間違いないし、気持ちの中で業務が円滑に進めばという思いがなかったとは言えないが、プライベートと公務はきちんと分けて接していたつもりである
- ・当時の修繕においては、見積依頼書と位置図のみで、仕様の内容については、口頭で指示をしていたが、不適切な事務処理をしていた
- ・当時の不適切な事務処理については、平成30年度に監査委員からの指摘を受けて、令和元年度以降は、しっかりとした事務執行をしている
- ・当時の修繕においては、事前に予定価格を作成することなく、業者からの見積りによって金額を決定していた
- ・当時、修繕の完了後に3社分の見積書、請書、完成写真、請求書からなる必要書類の一式の提出を求めていたこと以外は、業者選定や発注額などについては、適切に執行してきたと認識している

また、参考人への質疑以外における委員（議員）からの主な発言内容は、次のとおりである。

- ・修繕工事等に係る補助金を交付した相生町の自治会集会所については、当該建物の賃貸契約も親子間で締結されているし、実際に集会所としては一切使用していないと聞いている
- ・自治会集会所の修繕工事等に係る補助金の交付申請書の提出があつてから、財政課の合議を経て1日で交付決定の決裁が完了することなどあり得ない
- ・自治会集会所の修繕工事等に係る補助金の交付申請書に添付されている見積書に日付が記載されていなかったことは、当時、見落としたことによるものとのことだが、合議を含めて10人の職員が見ている中で、意図的にではなく、10人全員が見落としたというのは不自然である
- ・平成27年度から令和元年度までの5年間に、相生町地内の修繕が18件発注されているが、そのうち49万円後半台のものが10件もあり、適切に執行してきたと胸を張って言える根拠が理解できない

次回の委員会においては、相生町自治会長による行政対象暴力及び相生町自治会への不正な補助金の執行について、前葉泰幸市長に証人尋問を行うこととし、開催日は、令和3年5月24日（月）とすることとされた。

なお、令和3年第1回定例会の閉会日の翌日である、令和3年3月23日から、同年5月18日開催予定の全員協議会開催前までは、本庁舎大規模改修に伴い、議会棟についても、改修工事が行われるため、議場が使用できなくなる中で、工事期間中に議場以外の他の場所での開催ができないか、検討も行ったが、換気やソーシャルディスタンス、マイク・カメラなどの議場システムや、ライブ映像及び録画映像の配信環境を考えると、この議場以外での開催は困難であるとして、次回の委員会の開催日までの期間が長期にわたることとなる。このことから、各自、これまでの委員会における調査を通じて明らかになった事実を検証し、また、調査チームによる調査結果報告などについても、委員会の調査と相違する点や矛盾する点がないか、個々に、さらなる調査や資料収集を進めることとされた。

また、委員会における参考人の発言内容と、調査結果報告書の内容に齟齬・矛盾が見受けられ、職員の調査に対する不誠実さが露見した中で、このようなことが起こる原因としては、調査チームによる調査の在り方その

ものや、職員の調査に対する考え方による問題があるとも考えられることから、執行部側の今後の調査において、事実関係について、改めて整理を求める旨、市長に申し入れるよう意見集約がなされ、委員会後に、議長から市長に対し、申入書が送付された。

なお、委員会において、委員から、調査結果報告書に現職議員について記述する際は、実名を記載してほしい旨、津市の顧問弁護士を構成に含めない真の第三者による調査を行うべきである旨、また、参考人等が百条委員会に出席するときは、あらかじめ十分な準備を行い、委員会運営に協力を求める旨の意見があり、当該申入書に、これらの点についても付記された。

#### (16) 令和3年3月26日 前葉泰幸市長への証人出頭請求書の送付

##### ○証言を求める事項

相生町自治会長による行政対象暴力及び相生町自治会への不正な補助金の執行について

##### ○個別的・具体的な尋問事項

①相生町自治会長による行政対象暴力及び相生町自治会への不正な補助金の執行に関する盆野副市長からの報告の有無及びその内容について

②相生町自治会長側からの物品の提供の有無及び返礼品について

③盆野副市長の任命責任について

④次に掲げる津市自治会問題に関する調査チームの調査実施案件について

・ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案

・自治会掲示板設置補助金に関する事案

・集会所建築等補助金に関する事案

・防犯灯補助金に関する事案

・津市商工業振興等関係補助金に関する事案

・資源物持ち去り防止パトロールに関する事案

・相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案

・相生会館、さくらゆの修繕工事に関する事案

・工事請負業者の地元調整に関する事案

・公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案

・中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案

・市職員の私的利用に関する事案

- ・道路占用許可に関する事案
- ・人事異動への関与に関する事案
- ・謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案
- ・相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案
- ・聞き取りの結果、調査を必要とされた事案

(17) 令和3年3月31日 市長から議長に対し、「調査結果報告」に係る資料の送付

当該資料（倉田法律事務所の倉田巖圓弁護士及び楠井法律事務所の楠井嘉行弁護士から市長に対する文書）の概要は、次のとおりである。

- ・個別調査案件については、これまで調査が完了したものから、個別に報告してきたが、引き続き警察の捜査が行われており、捜査に影響を及ぼすと思慮されるものや、更に調査を要するものがあり、3月中に調査を取りまとめて報告することができない
- ・今しばらく調査を継続していくので、よろしくお願ひしたい

(18) 令和3年5月10日 調査実施案件 調査結果報告書（一部）の公表  
津市自治会問題の調査を依頼する津市の顧問弁護士から提出された、次に掲げる事案に係る調査実施案件 調査結果報告書が公表された。

- 公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案
- その他、聞き取りの結果、新たに調査を必要とされた事案
- ・相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあつたレンガが使用された事案
- ・特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実

(19) 令和3年5月17日 前葉証人から議長に対し、証人出頭請求に係る申入れに関する依頼文書の送付

当該依頼文書の概要は、次のとおりである。

- ・私は証人として出頭し、尋問に対して誠実に証言するが、百条委員会における証人は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の証人尋問に関する規定が準用され、発言に主觀や意見は入れ得ないこと、入ってはならないとされていることから、市長として意見陳述を求められた場合な

どはルールに基づき発言を控える旨をお伝えすることとなる

- ・民事訴訟規則第115条の規定で制限されている質問は行わないようお願いする

#### (20) 令和3年5月21日 調査実施案件 調査結果報告書（全部）の公表

津市自治会問題の調査を依頼する津市の顧問弁護士から提出された、未公表分を含む、すべての調査実施案件に係る調査結果報告書が公表された。

なお、調査実施案件は、次に掲げるとおりである。

- ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案（告訴案件）
- 自治会掲示板設置補助金に関する事案（告訴案件）
- 集会所建築等補助金に関する事案（告訴案件）
- 防犯灯補助金に関する事案（告訴案件）
- 津市商工業振興等関係補助金に関する事案
- 資源物持ち去り防止パトロールに関する事案
- 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案
- 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案に関する再調査
- 相生会館、さくらゆの修繕工事に関する事案
- 工事請負業者の地元調整に関する事案
- 中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案
- 公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案
- 中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案
- 市職員の私的利用に関する事案
- 道路占用許可に関する事案
- 中河原西自治会の設立に関する事案
- 人事異動への関与に関する事案
- 相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案
- 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案
- 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案
- 相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案
- 相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案
- 特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実

(21) 令和3年5月24日 第7回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑  
に係る調査に関する特別委員会

○協議事項

- 1 相生町自治会長による行政対象暴力及び相生町自治会への不正な補助金の執行について（証人尋問）
- 2 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

相生町自治会長による行政対象暴力及び相生町自治会への不正な補助金の執行について、前葉泰幸市長に証人尋問を行った。

当該証人尋問における、委員（議員）からの尋問に対する証人の主な発言内容は、次のとおりである。

- ・盆野副市長からは、本会議において議員に対する傍聴席からの不規則発言があった折に、それが相生町自治会長の関係する事案であることや、安積議員のフードバンク三重に関する議会での質問の事前調整の段階で、当該自治会長が関わったとの報告を受けたほか、議会における説明員（当時の建設部長及び人権担当理事）の欠席の理由が当該自治会長との協議が長引いたことによるものであったこと、大門商店街でのイベントについて当該自治会長（大門商店街商業協同組合理事長）が意見を差し挟み、協議が滞っており、当該イベントが開催できるか難しい状況が生じている旨の報告を受けていた
- ・相生町自治会長から物品の提供及びそれに対する返礼品の受渡しをしたことではない
- ・相生町自治会長の知人である、フードバンク三重の理事長から、バレンタインデーのチョコレートをもらい、ホワイトデーにお返しをしたことがある
- ・市長が任命する副市長の任命責任は市長にある
- ・ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案への幹部職員の関与について、当該行為が行われた時点においては知らなかった
- ・自治会掲示板設置補助金に関する事案、集会所建築等補助金に関する事案、防犯灯補助金に関する事案、津市商工業振興等関係補助金に関する事案

事案への幹部職員の関与については、調査チームによる調査実施前には知らなかつた

- ・資源物持ち去り防止パトロールについては、平成28年度に最初に予算計上をする際、詳細に検討したものであり、事業の内容については十分承知をしていたが、平成27年度時点で相生町自治会長から強い要望があったことは、当時は知らなかつた
- ・相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案、相生会館、さくらゆの修繕工事に関する事案、工事請負業者の地元調整に関する事案への幹部職員の関与については、調査チームによる調査実施前には知らなかつた
- ・工事請負業者の地元調整に関する事案について、幹部職員を含め、職員の適正な公務が行われていなかつたことは、調査チームによる調査実施前には知らなかつた
- ・公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案について、幹部職員の指示で職員が草刈り作業をさせられていたことは、調査チームによる調査実施前には知らなかつた
- ・中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案について、中央市民館がフードバンクの拠点として利用されていたことは、調査チームによる調査実施前には知らなかつた
- ・市職員の私的利用に関する事案への幹部職員の関与については、調査チームによる調査実施前には知らなかつた
- ・道路占用許可に関する事案について、建設部に問題となる行為があつたことを調査チームによる調査実施前に知っていたかとの点については、大門商店街でのイベントの開催に関わり商工観光部が相生町自治会長（大門商店街商業協同組合理事長）と協議を行つてゐる旨の報告は受けたが、それが道路占用許可に関するものであることは、当時、知らなかつた
- ・人事異動への関与に関する事案について、人権担当理事に係る人事について、相生町自治会長から頼まれたことがあるかとの点については、具体的に誰を配置してほしいということを頼まれたことはない。なお、人権担当理事については、人権を守ることに対し熱い心を持った人間を配置してほしいと当該自治会長が発言をしていたという記憶がある
- ・謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案について、幹部職員の関与があつたことを調査チームによる調査実施前に知っていたかとの点については、

土下座については知らなかった。また、丸刈りについては元建設部長、元都市計画部次長が丸刈りをした状態で市長室に入ってきたと記憶している

- ・相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案への幹部職員の関与については、調査チームによる調査実施前には知らなかった
- ・相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案について、市役所内において現金の授受が行われていたことは、調査チームによる調査実施前には知らなかった
- ・相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案について、津市の所有物を当該自治会長に無償譲渡していたことは、調査チームによる調査実施前には知らなかった
- ・特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実について、元人権担当理事が深く関与していたことを調査チームによる調査実施前に知っていたかとの点については、元人権担当理事が深く関与していたという事実はないと承知している。調査結果が出た後に改めて確認したところ、元人権担当理事が当該元中堅職員に文書の作成を指示したとか、それをチェックしたとかいうような事実はなかったことを確認したと報告を受けた
- ・大門商店街でのイベントについて盆野副市長から報告があったことと、元建設部長、元都市計画部次長が丸刈りをした状態で市長室に入ってきたこととは別のことであると理解している
- ・職員の容姿について、理由を尋ねたりすることは、この案件に限らず一切しないよう厳に自分を慎み、戒めていることから、元建設部長、元都市計画部次長が髪形を変えた理由について確認はしなかった
- ・複数の職員が関連した今回のような大きな事案について、副市長からほとんど何も報告をしてもらっていない市長であったことは間違いないのかとの尋問については、あくまでも委員の意見の陳述であり、それを質問に結び付けることはふさわしくない
- ・相生町自治会長に関わる案件について、各部長や幹部から副市長を飛び越して市長に直接報告を受けたことはない
- ・津市自治会連合会から申出がある以前に、相生町自治会長のことをどの程度知っていたか、どのような関係であったかとの点については、平成25年に自治会長に就任をされて以降、地域のさまざまな行事で会う機

会はあり、その時点での地域の課題などの話を伺っていたが、私は、開かれた行政を標榜していたことから、そういうお話に耳を傾けることを市長としての基本的な姿勢としてきたため、その中の一人として、当該自治会長の話を承っていたということである

- ・相生町地内での市の事業が他の地区に比べて突出して多いという認識はなかった
- ・平成26年11月28日に、教育長室において、市民に謝罪を求め、当該市民が土下座の上、謝罪をしたと言われる案件については、知らなかつた
- ・バレンタインデーのチョコレートを受け取り、ホワイトデーにお返しをしたことについては、社会的儀礼として行ってものであるが、公職選挙法で、物品を渡すことは、香典返しなどの極めて限定的な事例を除いてできないこととなっていることから、この件についても、受け取るべきではなかつたし、そのお返しをすべきでもなかつた。厳密に考えるべきであったと反省している
- ・相生町自治会長側から、バレンタインデーのチョコレート以外に物品を受け取つたり、それに対する返礼をしたりしたことはない
- ・平成30年の相生町自治会長の親族の結婚式について、お祝い金は渡していないが、祝電を送っている
- ・バレンタインデーのチョコレートを受け取り、ホワイトデーにお菓子のお返しをしたのは、平成30年、令和元年、令和2年の3回である
- ・相生町自治会長が経営に関する飲食店を利用したことはない
- ・携帯電話に相生町自治会長の番号は登録されているが、やり取りをしたのは業務上の内容での二、三回程度である
- ・桜木花道と名乗る者から、子どもたちに渡してほしいと、文房具が教育委員会に届けられたことがあることは記憶しているが、それが誰であるかは知らない
- ・副市長の任命責任については、令和3年5月27日に出される予定の調査チームの最終報告書を踏まえて、早急に判断すべきであり、当然のことながら、私自身の責任についても同様と考えている
- ・ごみ一時集積所設置等事業補助金を詐取されたことは、市民の皆さんに大変申し訳ない結果となったと認識している
- ・ごみ一時集積所設置等事業補助金の詐取について、警察は告訴したもの

しか捜査しないのではないかとの懸念があるが、なぜ令和元年度分のみを告訴し、他の年度分を告訴しないのかとの点については、警察にはすべての知り得る事柄を伝え、相談に乗ってきてもらっているが、詐欺罪は親告罪ではないことから、告訴がなくても警察は捜査できるものであるし、すべての案件について広く事前に捜査をしながら、最終的に告訴のあったものについて、逮捕し、送検しているというのが、警察当局の進め方であると理解している

- ・職員の告訴は行わないのかとの点については、案件に関わる職員がどのような行動を取っていたかについて、捜査の段階で、被疑者として事情を聞かれている者もあると承知している
- ・帮助犯や教唆犯として職員の告訴は行わないのかとの点については、警察当局において、帮助犯や教唆犯といった刑法の共犯の規定を十分に理解して捜査を進めてもらっていると思っている
- ・補助金の返還請求はどうなっているのかとの点については、この場は、今後、どうするかということを申し上げる場所ではないことから、証人として、この場で申し上げることはしない。百条委員会のルールを御理解の上、フェアに公正に御質問願いたい
- ・調査結果報告書に、自治会掲示板設置補助金の申請書類の作成や完成写真の撮影を行うなどの事務支援を職員が行っていたことの記載があるが、それに対する認識はどうかとの点については、民事訴訟規則第115条に規定する意見の陳述を求める質問に当たり、意見や認識を求めることは、当該規定に違反することから、証言を差し控える
- ・相生町自治会に対する集会所建築等補助金の交付に当たり、当時、予算を流用したことについては、流用について、それぞれ市長まで決裁が上がってくることはないことから、当時は知らなかった
- ・相生町自治会長の逮捕を受けて、市民に向けて「市役所がだまされていた」旨のコメントを出されたが、防犯灯設置補助金にあっては、職員が逮捕された中でも同じ認識かとの点については、外形的な事実としては、詐取という被害にあったのは市役所であったことから、津市として告訴をしたが、市役所が詐取の舞台となったことは、市民に御迷惑をおかけし、申し訳なかったということであるし、もっと大きく言えば市民がだまされたということになると思っている
- ・津市商工業振興等関係補助金の交付に当たり、相生町自治会長が関与す

る団体を対象とすべく従来の規定の見直しがなされたが、決裁手続の取られていない手持ち資料として処理がされていたとの点については、そのことを当時は知らなかつたが、それが事実であれば、決裁という形で意思決定の記録を残すのが適切であったと思っている

- ・資源物持ち去り防止パトロールの委託を平成27年度に試行した際に、予算を流用したことについては、当時は知らなかつた
- ・資源物持ち去り防止パトロールの費用対効果が検証されていないとの点については、政策の目的が、資源物の持ち去りによる損失の補てんのみであれば、資源物の買取り価格が下落し、資源物の持ち去りが減少してきた段階で当該事業をやめるという判断はあったかもしれないが、持去り者による車の暴走行為への対策など、市民を危険から守るという政策目的もあったことから継続してきたものである
- ・これまでの資源物持ち去り防止パトロールは、令和3年度の当初予算に、形を変えて盛り込んであるものの、住民監査請求の対象となっていたことや、新規事業であることから、いまだ実行には移せていないが、必要な事業であることに変わりはないことから、早急に実行に移したい
- ・資源物持ち去り防止パトロールについて、適正に行われなかつた部分については損害賠償を、委託業務における適正な履行がなされていない部分については返還を求めることが必要と考えている
- ・工事請負業者の地元調整については、受注者において地元への説明を行うのが基本であるが、場合によっては、発注者として、受注者と地元との間の調整を行うことがある。その中で、地元の代表者などが無理な要求をする場合には、毅然として対応すべきであり、地元の要望として許容できる部分をしっかりと仕切るべきであると認識している
- ・津市が、工事請負業者と地元との間に挟まれた発注者として、暴力追放運動推進センターや民事介入暴力対策委員会等に申し立てたことはない
- ・相生町自治会に委託している相生町公園の管理業務に、市職員が従事していたことについて、調査結果報告書が提出された時点で、職務専念義務違反であるとして注意をしなかつたのかとの点については、現状においても職務専念義務違反が疑われるような行為が継続しているのであれば、即座に改善すべきであるが、現在は、そのような行為は行われていないと認識をしていることから、注意はしていない。過去の不適切な行為については、今後、職員の弁明等の適正な手続を経て、公正に処分を

行うこととなるものであると考えている

- ・フードバンク三重の理事長については、当該フードバンクの設立後に挨拶にお越しになった際に、知ったと記憶している
- ・フードバンク三重の理事長が中央市民館の臨時職員であったことは、当時知らなかった
- ・フードバンク三重の理事長が相生町自治会長と知り合いであることは、理事長就任後、数か月後に知ったと記憶している
- ・フードバンク三重から教育委員会への文房具の寄贈を受けた際の出席者は、写真に写っている方のみであった
- ・市職員の私的利用に関する事案について、私的な作業の見返りに職員が食事等を提供されていたことは、当時、知らなかった
- ・部長級職員の人事については、市長、副市長及び総務部長で決定している。その中で、人権担当理事をどのように異動させるのかとか、誰にするのかとかいう点については、他の部長級職員の場合と同様に話をするが、その際に、副市長から、どういう人から、どういうふうな意見があるというようなことを伝えられるというようなことはない
- ・相生町自治会長に対する職員の土下座や丸刈りによる謝罪について、当事者や当事者以外の者も含め、職員から何かを聞かされたことはない
- ・相生町自治会長については、平成25年に就任後、地域における行事などで顔を合わせるようになり、同年度の途中ぐらいから、非常に多くの要望をされる自治会長のうちの1人であると感じるようになった
- ・相生町自治会長について、対応に注意を要する人物であるという認識や警戒心を自分自身が持ったことはない
- ・議会の傍聴席からやじが飛んだことに対しては、政治家である市議会議員の貴重な発言の時間に、不規則発言がなされていることについて、市長として目撃はしたが、あくまでも議場内で起こっていることは、津市議会において解決をするものであり、よろしくないとは思ったが、それ以上の感情は持たなかった
- ・調査結果報告は個別の案件ごとに時期を異にして提出されているが、1人の職員が複数の案件に関与しているケースがあり、これらすべてをまとめて処分にかけないと、処分の重さの判定ができないことから、個別の案件の調査結果報告が提出されてすぐに職員の処分を行うのではなく、すべての調査結果が提出された後に、まとめて処分を行うとの判断をし

た

- ・顧問弁護士の聞き取り調査の際には把握していなかった新たな事実が判明した場合は、職員の処分に当たって、公平な処分を行うために、それらの事実も加味することとなる
- ・相生町自治会長が経営に関与するスナックの場所は知っていたが、中へ入ったことはなく、当該自治会長が経営に関与していることは、前を通りかかったときに知ったのではなく、後で情報として入ってきて知った。また、当該自治会長が経営に関与する小料理屋に入ったことはない
- ・相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案について、調査結果報告書が提出された後に、当該自治会長の事務所や当該作業事務所を見に行ってはいない
- ・特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の職員が深く関与していた事実について、当該職員が使用していたパソコンを自分自身は見ていない。メールの送受信記録まで調査を行ったかどうかについては、知らない
- ・今回の調査は、津市として調査を実施したものであり、顧問弁護士から提出されたものを、津市としてそのまま公表しているものである。別の調査を重ねて行う考えはない
- ・相生町自治会長が経営に関与するスナックでの誕生日会などの参加者名簿の取りまとめをしていた橋本前人権担当理事のパソコンを調べる考えはないのかとの点については、確認をする必要があれば、本人からパソコンのデータを提出してもらえばよいという考えである
- ・令和3年3月に早期退職をした職員の中で、相生町自治会長に関わる問題を理由に退職した者がいたとは、私は承知していない
- ・令和2年10月9日に津市自治会連合会の正副会長が市長を訪問し、相生町自治会長に関する問題に対する事実確認と、対応についての要請を行った時点においては、議会での質問や一部のインターネット等での報道の内容の限りにおいては知っていたが、それ以上のことは、当時は知らなかった
- ・相生町自治会長に関する問題について、地域懇談会などの場所で聞いた記憶はない
- ・令和3年5月11日の幹部会議における、前日の定例記者会見で発表した調査結果報告書についての「今回の発表については、皆さんにこの構

図を理解していただくという以外には何も踏み込んでいただく必要はない」との発言は、顧問弁護士も間もなく全体をまとめることができると聞いたことを受けて、幹部会議のメンバーに何か追加の指示をするというようなことではないという趣旨である

- ・令和3年3月1日の幹部会議において、稗田副市長から報道機関等への取材対応に係る保秘の徹底の指示でしたが、この発言には問題がないと考えるかとの点については、その時点で捜査が進み、告訴をしたりしていたことから、警察当局との関係で、捜査中の事項について告訴した側が発言をしたり、情報を漏らしたりすると、捜査に影響が及ぶことから、当然の発言であろうと受け止めた

また、証人への尋問以外における委員（議員）からの主な発言内容は、次のとおりである。

- ・子どもたちに渡してほしいと文房具を届けた桜木花道と名乗る者が、自分であることは、市長と教育長は知っていると、相生町自治会長が発言している
- ・調査結果報告書は、真実が全く語られておらず、職員や退職者のせいにし、見て見ぬふりをした人や、指示をした人は明らかにしない報告書である
- ・令和3年1月21日の定例記者会見で、市長は「津市がだまされた」と言っているが、だまされたのは市役所ではなく、市民である
- ・相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案について、相生町公園の花壇の修繕撤去の大本の目的は、相生町自治会長のためのドッグランにすることであったと聞いている
- ・退職した元中堅職員のパソコンから多くの申出書や要望書のデータが出てきたことのみをもって、市政をゆがめる片棒を担いできたかのような判断は一方的である

次回の委員会においては、ごみ一時集積所設置等事業補助金について執行部の関係職員に、また、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について津市議会議員に、それぞれ参考人質疑を行うこととし、開催日は、令和3年6月1日（火）とすることとされた。

(22) 令和3年5月27日 津市自治会問題に関する最終報告書の公表  
津市自治会問題に関する最終報告書（調査チームとして取りまとめたもの）が公表された。

(23) 令和3年6月1日 第8回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

○協議事項

- 1 ごみ一時集積所設置等事業補助金について
- 2 特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について
- 3 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

※1の議題に関し、参考人の同意を得た上で「資源物持ち去り防止パトロール業務委託」についても追加

ごみ一時集積所設置等事業補助金及び資源物持ち去り防止パトロール業務委託について並びに特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について、参考人質疑を行った。

なお、出席した参考人の職氏名は、次のとおりである。

○ごみ一時集積所設置等事業補助金及び資源物持ち去り防止パトロール業務委託について

- ・環境部長 木村 重好

○特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について  
(括弧書きは、出席要求により待機の状態であったが、参考人質疑を行うことなく議事終了となった参考人)

- ・田矢 修介議員
- ・岩脇 圭一議員
- ・佐藤 有毅議員
- (・辻 美津子議員)
- (・倉田 寛次議員)
- (・岡 幸男議員)
- (・田中 勝博議員)

(・桂 三発議員)

当該参考人質疑における、委員（議員）からの質疑に対する参考人の主な発言内容は、次のとおりである。

○ごみ一時集積所設置等事業補助金及び資源物持ち去り防止パトロール業務委託について

- ・ごみ一時集積所設置等事業補助金について、なぜ令和元年度分のみを告訴したのかとの点については、法律家としての顧問弁護士が警察とも相談し、警察での捜査後の送検、起訴、公判維持を見据えた上で、刑事事件として取り扱うべきものを判断したものと考えており、他の年度分について、告訴する考えはない
- ・補助金の返還請求については、平成25年度分から令和2年度分までのすべてを対象として行わなければならないと考えている
- ・補助金の交付申請書並びに実績報告書及び添付写真について、環境事業課の職員が作成に関わっていたが、見積書や領収書の作成には職員は一切関与していない
- ・ごみ一時集積所の組立て作業を行っていた職員が、相生町自治会長から金銭を受け取ったという事実は確認できなかったが、食事の提供を受けたことはあった
- ・資源物持ち去り防止パトロールについて、延べ約290人の市職員がパトロール業務に従事していた事実があった
- ・パトロールに従事していた職員への金銭の授受は、一切なかったことを確認している
- ・パトロールに従事していた職員に、当該従事していた時間帯について時間外勤務手当の支給はされていない
- ・ごみ一時集積所の組立て作業を行っていた職員は、平成25年度から令和2年度までの間で、延べ26人いた
- ・平成30年4月、大型家具等ごみ出し支援事業の開始時期に合わせて、環境事業課技能員が環境政策課に異動したが、環境部長は、当該技能員から、環境事業課に戻してほしい旨の申入れを受けていた
- ・木村環境部長は、当該技能員が平成29年度以前において、相生町自治会長との関係が良好ではなかったことの詳細については、今回の調査の中で分かってきたが、平成29年度の環境部次長在職時や、平成30年

度当初の環境部長着任時においては、あまり状況が把握できていなかつた

- ・木村環境部長は、当該技能員からの環境事業課に戻してほしい旨の申入れを受けて、平成30年度末までは現状のまま環境政策課において勤務をしてほしいとお願いをした記憶はあるが、我慢を強いるような表現をした記憶はない。ただ、相生町自治会長との関係が良好ではなかった点について、親身に相談に乗らなかつたことについては、大いに反省している
- ・ごみ一時集積所の組立てに従事していた職員の中には、環境部の職員でない者もいた
- ・資源物持ち去り防止パトロール業務委託の不適正な履行部分については、返還請求を行っていくべきと考えている
- ・補助金の交付申請書や実績報告書の作成に関わっていた職員の中で、ごみ一時集積所の組立てにも従事していた者は、2人いた
- ・申請書の作成及びごみ一時集積所の組立てを行っていた2人の職員は、見積書と現物が異なることが分からなかつたのかとの点については、そうした意識には至らなかつた
- ・平成30年度末に退職した環境部の元中堅職員は、ごみ一時集積所設置等事業補助金に係る交付申請書等の作成には関与していない
- ・木村環境部長はごみ一時集積所の組立てに従事したことはなかつた
- ・資源物持ち去り防止パトロールについては、何もしなければ持ち去り行為が横行することが想定される中で、一定の水準にとどまっていることから、一定の効果があったと感じている
- ・資源物持ち去り防止パトロール業務委託の契約書の仕様書に、当該業務の従事者は自治会員であることが明記されている中で、自治会員以外の者が従事していたことが判明した点において、当該業務委託は適正ではなかつた
- ・令和3年度当初予算に計上した、資源物持ち去り防止パトロールに替わる、警備会社への新たな業務委託は、令和3年6月中に発注することを考えている。その際には、発注前に、広く市民の皆さんに御承知をいただけるような形で説明をすべきであると考えている
- ・平成27年度及び平成28年度の資源物持ち去り防止パトロールにおいて、本来、1台につき2人乗車とする仕様であったところ、1人乗車に

て業務が行われていたものがあった

- ・資源物持ち去り防止パトロール事業の自治会委託方式について、導入当時に相生町自治会長から執拗な要望を受けていたのは事実であるが、当該方式を政策として実行するに当たっては、毎年度、政策協議を経て、判断してきたと認識している
- ・資源物持ち去り防止パトロール事業に係る相生町自治会への委託料に対し、当該自治会がパトロールを実施した5エリアにおける資源物の売払いによる収入は、令和2年度にあっては約4分の1に満たないが、費用対効果の観点からの認識はどうかとの点については、費用対効果の検証の仕方はさまざまであるし、当該事業は当該5エリアのみの効果のみを見越した政策ではなく、広域的に津市全体に対応すべく実施してきたものである

○特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について

- ・岩脇議員は、傍聴席から不規則発言をされたとき、すごく大きな声であったので身の危険を感じた
- ・平成31年1月上旬、相生町自治会長が一津会の当時の代表であった佐藤議員に対し、桂議員に関する苦情を言ってきた。その内容は、桂議員が落語会において、同僚議員を揶揄していたことは人権侵害に当たるのではないかというものであった。また、当該自治会長は、桂議員のことは許せないという趣旨のことを言っていた記憶がある
- ・美里の学校の工事に関し、岩脇議員は口利きをした覚えはないかとの点については、塗装業者からの下請けに入りたい旨の相談を受けて、営繕担当理事に電話したところ、市内業者を下請け業者とする配慮事項があることについては、元請け業者との協議の中で伝えるという対応は可能であるという話となり、その旨を当該塗装業者に伝えた。疑念を抱かせるような行為をしたことについては、大変申し訳なく思っている
- ・岩脇議員と営繕担当理事との間では、行政側から特定の業者を下請け業者とするように言うことはできないとの認識を共有していた
- ・相生町自治会長から岩脇議員へは、美里の学校の工事の下請けに関する件での依頼や連絡は全くなかった
- ・岩脇議員は、相生町自治会長と当該塗装業者とのつながりについては、調査結果報告書を見て初めて知った
- ・岩脇議員が相生町自治会長の娘の結婚式に出席したのは、地元の校区内

の自治会長であり、また、大門商店街商業協同組合の理事長であった、当該自治会長本人が招待状を持ってきたからである

- ・岩脇議員は、職員行動規範について一般質問をした際に、道で挨拶をしないような者がそのテーマで質問をするのはいかがなものかということで、議場からやじがあつたが、その件で相生町自治会長に謝罪をした。その際に土下座はしなかつた
- ・岩脇議員は、調査結果報告書をすべて読んで、議員の姿勢が相生町自治会長の行為を助長したということも反省しなければならないと思っている
- ・岩脇議員は、令和2年8月20日の議員懇談会に欠席するように誰かから言わされたのかとの点については、開催日の少し前に相生町自治会長から人権課に呼び出され、出席する意向かどうかを聞かれたことから、欠席する予定であることを伝えたら、その方がよいと言われた
- ・岩脇議員は、相生町自治会長が経営に関与するスナックへは1回、小料理屋へは3回行った
- ・平成31年1月11日、相生町自治会長から佐藤議員に対し、電話にて桂議員の言動に関する苦情が入り、同日の夕方、会派控室にて当該自治会長と市幹部、佐藤議員、岩脇議員による話し合いが行われた。その内容は、桂議員が同じ会派の岩脇議員のことを動物の名称（人権侵害に当たるような言葉）で呼んでいた、選挙で落選した人のことについて手を抜いていたと言っていた、他にも同じ会派の議員の悪口や人権侵害に当たるようなことを言っていた、一津会は桂議員と同じ思いを持った会派なのかというものであった
- ・当該苦情の際に、佐藤議員は、「桂議員が親戚と一緒に、相生町自治会長が経営に関与する飲食店に来店した折にトラブルがあり、けんか腰の口調で、その場にいた職員と当該自治会長に暴言を発し、店の雰囲気を壊し、営業妨害をされたが、この尻拭いは、会派代表の佐藤議員がしてくれるのか、会派の議員でしてくれるのかについて、会派内で相談するように」と、当該自治会長から言われた
- ・佐藤議員は、相生町自治会長が経営に関与するスナックへは3回ほど、小料理屋へは3回ほど行った。当該自治会長から桂議員に関する苦情を受けた平成31年1月11日以降は、自分も時々、顔を出さなければ、今度は自分が怒られるという恐怖心で行った

- ・令和2年3月3日、相生町自治会長が経営に関与する飲食店において、桂議員が佐藤議員に謝罪をした際、佐藤議員は、桂議員に謝罪を求めるつもりはなく、呼ばれたのは自分が怒られるのだと思って行った
- ・佐藤議員は、桂議員に謝罪をさせることを、相生町自治会長に頼んだことはない
- ・佐藤議員は、令和2年8月20日の議員懇談会に欠席するように相生町自治会長から言わされたのかとの点については、当該自治会長から、出席する意向かどうかを聞かれたことから、出席する予定であることを伝えたら、行かない方がよいと言われた。最終的には自分の判断で出席した
- ・佐藤議員は、相生町自治会長と話をするようになったのは、桂議員に関する苦情を受けた平成31年1月11日以降のことであるが、親しくなったというほど会話をしたことではない。ただ、心の中には、気を付けなければいけない、警戒しなければいけないという思いがあり、きちんと挨拶をすることは心掛けていた
- ・佐藤議員は、同じ会派の坂井田議員の態度が悪いと相生町自治会長から叱られた際に、なぜ注意をしなかったのか、注意をしなかった佐藤議員も悪いということで怒られ、当該自治会長に謝罪をしたことがある。坂井田議員が悪いことをしたとは思っていないが、自分が謝ることによって、済ませてしまおうと思ってしまった
- ・佐藤議員は、監査委員をしていた際に、監査事務局において、職員が相生町自治会長に土下座をする場に遭遇した
- ・令和2年3月3日、相生町自治会長が経営に関与する飲食店において、桂議員が謝罪をした際、佐藤議員は、田矢議員から連絡を受け、慌てて当該飲食店に行った。用件を確認せずに行ったのはうかつであった
- ・令和2年3月3日、相生町自治会長が経営に関与する飲食店において、桂議員が謝罪をした際、岩脇議員は、田矢議員から連絡を受け、用件も確認せず、誰がいて、どういう状況なのか分からぬまま、当該飲食店に行った
- ・佐藤議員は、相生町自治会長からの呼び出しイコール怒られるという認識が植え付けられているのかとの点については、呼び出されたときは、とにかく早く行って、何かを謝らなければいけないと、とっさの判断で、そのように思ってしまった
- ・佐藤議員は、相生町自治会長が経営に関与する飲食店に自ら行くのは、

調査結果報告書に記載されているような「職員が擦り寄っていく」ことと同じではないかとの点については、今思えば、擦り寄っていくことによって、自分が叱られることがないのではないかという浅はかな思いもあった

- ・佐藤議員は、相生町自治会長が経営に関与する飲食店には1人で行ったことはなく、福田議員と相談して一緒に行っていた
- ・田矢議員は、相生町自治会長に対し、非常に強い緊張感を持っていた
- ・田矢議員は、相生町自治会長から、当時の南人権担当理事及び当時の水谷議会事務局長を通じて、津警察署に来てほしいと言われ、議長として、津警察署に行ったが、非常に軽率であったと自戒している
- ・田矢議員と相生町自治会長とは、田矢議員が平成23年に、あるお店の看板を車で破損したときからの付き合いではないかとの点については、看板を破損したのは事実だが、当該自治会長と関係のある店舗であるという認識は持っておらず、自分が当該自治会長と面識を得たのは議長就任後である
- ・田矢議員は、平成26年、小林貴虎元議員が相生町自治会長に謝罪する場に同席していた
- ・田矢議員は、相生町自治会におけるごみ一時集積所に係る新設・取替え等に関する市への要望の場に同席していない
- ・田矢議員は、相生町自治会における自治会掲示板に係る設置・取替えに関する市への要望の場に同席していない
- ・田矢議員は、相生町自治会における集会所修繕工事に関する市への要望の場に同席していない
- ・田矢議員は、相生町自治会における防犯灯設置に関する市への要望の場に同席していない
- ・田矢議員は、相生町自治会長に関する者の生活保護に関する市への要望若しくは手続の場に同席していない
- ・田矢議員は、相生町自治会長が経営に関与するスナックに初めて行ったのは2年ほど前であり、当該スナックが閉店する数日前に、もう一度行った。当該自治会長が経営に関与する小料理屋は、何度か利用している
- ・田矢議員は、議長就任時、相生町自治会長から何ももらっていない
- ・田矢議員は、相生町自治会長から、立派なお花をもらい、そのお礼に金銭を持っていったといううわさがあるとの点については、そのような事

実はない

- ・フードバンク三重の理事に田矢議員の妻が就任していたのは、相生町自治会長からの要請によるものである
- ・田矢議員は、令和元年12月ごろ、中央市民館に保管されていた食材等がフードバンク三重に返却されたことは、知らなかつた
- ・田矢議員は、フードバンク三重による小学校新入学児童への文具寄贈について、市の職員が文具を購入していたことは、知らなかつた
- ・田矢議員は、フードバンク三重に相生町自治会長が大きく関与していることは、知つていた
- ・田矢議員は、相生町自治会長側からバレンタインデーのチョコレートを受け取り、ホワイトデーに同等のお菓子をお返しした。明確に何回という記憶はないが、複数年にわたつていた
- ・田矢議員は、相生町自治会長の自宅への監視カメラの設置やガレージの組立て、犬の散歩など、職員が私的に利用されていたことは、知らなかつた
- ・田矢議員は、平成26年から平成30年に開催された相生町自治会長らのゴルフコンペには参加していない
- ・桂議員と田矢議員とのトラブルは、弁護士を通じて解決しているにもかかわらず、田矢議員は相生町自治会長を介して、議場で不規則発言をさせたのは、なぜかとの点については、自分が当該自治会長を介して不規則発言をさせたということは一切ない
- ・田矢議員が議会で「特定自治会長のポチ」と呼ばれているのは、なぜかとの点については、自分の意思が弱く、自分1人で相生町自治会長にあらがえなかつた結果だと思っている
- ・「ポチ」であることを認めるのかとの点については、認めたいとは思わないが、自分の今までの在り方がそのように言われることにつながつたということをしっかりと反省しなければならないと思っている
- ・田矢議員は、津警察署に何をしに行ったのかとの点については、詳しい内容を聞かずに行つてしまつたことについては反省があり、記憶がおぼろげではあるが、相生町自治会長の関係者の交通トラブルがあつたことから自分を呼んだと、当該自治会長が言つていた記憶がある
- ・田矢議員は、相生町自治会長の娘の結婚式に出席した
- ・田矢議員と桂議員とのトラブルの示談金は、30万円であった

- ・田矢議員が、西山議員に対し、令和2年8月20日の議員懇談会には出席しない方がよいと、会派の所属議員に伝えてほしいと言ったのは、相生町自治会長の意向があったからであるが、今思えば、多大な迷惑をかけたと非常に深く反省している

また、参考人への質疑以外における委員（議員）からの主な発言内容は、次のとおりである。

- ・ごみ一時集積所設置等事業補助金に関わった職員は、調査結果報告書には、刑罰法令には抵触しないとの記述はあるが、当該補助金の詐取について帮助したり、教唆したりしていたのであるから犯罪行為である
- ・相生町自治会長の行動を一層助長させたのは、議員である
- ・令和2年3月3日、相生町自治会長が経営に関与する飲食店において、桂議員が謝罪をした際、当該自治会長が「お前ら4人（佐藤議員、岩脇議員、田矢議員及び福田議員を指していると思う）、俺を裏切ったらどうなるか分かっとんのやろな」と言っていた
- ・相生町自治会長からの桂議員に対する苦情について、当該自治会長が会派の構成に関与してきたことは事実である。会派として戦うこともできたが、戦おうと思っても田中勝博議員が個人の問題だと言っていた。職員を守る立場の人間がそのような言い訳をしていたら職員のことは絶対に守れない
- ・田矢議員が相生町自治会長への謝罪の場にいることは、田矢議員は当該自治会長に味方し、圧力をかけているのと同じである。田矢議員がいるのを見て、本会議や委員会でいじめられないかと推察するのは、職員の体質である
- ・田矢議員は、相生町自治会長のことを、素晴らしい人であり、男気のある人だと思っていた。そのような言葉を聞き、同じ会派にいられないと思った
- ・県都クラブの議員は、令和2年7月2日に岡元議長が辞任した際、地方自治法第114条の規定に基づく開議請求があった折に、会派の総意として当該開議請求への署名はしなかったが、その翌日の朝、なぜ署名をしなかったのかと、相生町自治会長から呼び出された

次回の委員会においては、調査実施案件 調査結果報告書について、執

行部の関係職員に参考人質疑を行うこととし、開催日は、令和3年6月29日（火）とすることとされた。

また、次々回の委員会においては、今回の委員会に引き続き、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について、津市議会議員（今回、出席要求により待機の状態であったが、参考人質疑を行うことなく議事終了となった参考人及び追加提案のあった者を含む。）に参考人質疑を行うこととし、開催日は、令和3年7月6日（火）とすることとされた。

#### （24）令和3年6月29日 第9回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

##### ○協議事項

- 1 調査実施案件 調査結果報告書について
- 2 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

調査実施案件 調査結果報告書について、松見守芸濃総合支所地域振興課産業振興・環境担当技能長に参考人質疑を行った。

当該参考人質疑における、委員（議員）からの質疑に対する参考人の主な発言内容は、次のとおりである。

- ・顧問弁護士からの聞き取りを二、三回受けた。その際、調査チームのメンバーが一、二人同席していた。思いをすべて話すことはできなかった
- ・調査結果報告書をすべて読んだが、その内容で事実と異なることがいくつかあった
- ・平成28年度に相生町内のごみ一時集積所の設置に携わった。相生町自治会長から環境事業課へ電話があり、環境事業課長から「相生町の方へ行ってくれるか」と言われ、相生町へ行き、現地において、設置作業を頼まれた
- ・自治会掲示板の設置にも携わった。業務中に相生町自治会長から環境事業課へ電話があり、上司から「相生町へ行ってくれ」と言われ、相生町へ行き、現地において、「ちょっと悪いけど掲示板をきれいにしてくれへんか」と頼まれた。補助金が出ていることは知らなかった

- ・集会所の外壁塗装にも携わったが、補助金が出ていることは知らなかつた
- ・防犯灯の設置には携わっていないが、他の職員が携わったことは知っている
- ・資源物持ち去り防止パトロールについても、自分を含め他の職員も携わっていた。自分は夜に三、四回行った
- ・相生町自治会長から、相生町公園にドッグランを造る話を聞いたことがある
- ・相生町公園の草刈り業務についても、土日において、他の四、五人とともに携わった
- ・相生町自治会長とは、平成25年当時、自分が愛宕町子ども会及び愛宕町自治会の役員をしていた関係で知り合ったのがきっかけで、その後、相生町自治会長から「付き合いをしてくれへんか」という感じで言われ、それまでは全然付き合いがなかったが、元中央市民館の職員が環境事業課の元職員であったこともあり、その辺りから呼び出しが頻繁になってきた
- ・平成30年1月11日、元中央市民館の職員から、相生町自治会長が正月三が日に挨拶に来なかったことについて怒っていると言われた。元中央市民館の職員と高洲教育集会所の職員に「（当該自治会長との）付き合いをやめる」と話したところ、高洲教育集会所の職員に「お前が付き合いせんのやったらもうそれでええやないか」と言わされたが、「正月早々怒らすのもあかんもので謝罪をせい」と言われ、結局、謝罪に行った
- ・平成30年3月16日に相生町自治会長が経営に関与する飲食店がオープンした際、お花とお祝いをしたが、その2日後に体調が悪くなっていたところ、「誰も連れてこうへんやないか」と他の者へ電話が入り、もう当該自治会長とは付き合いができないと思い、同月20日すぎに、他の職員を通じて、付き合いをやめさせてもらうと、当該自治会長に伝えた
- ・そこで、おそらく、相生町自治会長が総務部長や環境事業課へ連絡し、「建設部へ放り出せ」と言ったが、内示が出る間際で、そのような異動は無理であったことから、「環境部内でどこかへ回せ」ということになったのだと思う

- ・平成30年3月末に、環境部長に本庁舎に呼ばれ、もう1回、相生町自治会長と付き合いできないかと言われた。その際、環境部長に「個人的な話で何で部長がそういうことを言うんですか。あんたそう言うところがおかしいやろう。絶対許さんで」と言ったところ、環境部長は「その話を、俺に預からせてくれ」と言った
- ・平成30年4月2日、環境事業課から環境政策課への業務応援という形での配置換えとなり、環境事業課長に「ちょっとおかしいんとちやうのか。何しに行くのか」と聞いたが、「俺も力あらへんすまん」と言っていた
- ・環境政策課へは大型家具等ごみ出し支援事業の業務応援という名目での配置換えであったが、3か月の間に、一、二回は現場に行つたが、環境政策課長から「外へ出やんといってくれ」と言われ、「何を言うところがな」と思った
- ・相生町自治会長に自分の様子について頻繁に連絡する市役所内にスパイがいたのか、環境政策課長から、服装や事務用パソコンの画面について注意を受けたことがあった
- ・職員組合にも相談に行つたが、職員組合も動かず、相談する相手がいなかつた
- ・半年ほど経ち、環境部長に「もう戻してくれやんかな」と言ったが、「もうちょっとおってくれ」と言われた
- ・環境部次長から、資源物持ち去り防止パトロールの車のカーポートの組立てを頼まれて外出したところ、環境政策課長から「外へ出ていくな」と言われ、本庁舎6階のフロアにいた職員であれば聞こえるような声で「部長か市長か、ここへ呼んでこい。誰の命令なんや」と言った。また、退職した元中堅職員も当時休んでいたことから「1人の人間もよう守らんとお前らよう上司しとるな」と言つたら、環境政策課長は「すんません」と言い、それに対し「すんませんと言うんやったらものしゃべってくるな」と言った
- ・環境政策課における自身の業務応援についての決裁の写し（参考人が百条委員会への出席要求を受けた直後に環境政策課職員から入手したもの。参考人から委員会に提出）があるが、自分自身は一切見たことがなく、勝手に作成されていることは、組織ぐるみでの隠ぺいでなければ何というのか、本当に腹が立つ

- ・自分以外にも、相生町自治会長が経営に関する飲食店におけるトラブルに起因して、業務応援という形で部内での配置換えとなり、翌年度に美杉総合支所へ異動したという話を聞いたことがある
- ・相生町自治会長による人事介入について、他に知っていることはないかとの点については、環境事業課では副主幹の上限人数が決まっていたが、おそらく、当該自治会長に、副主幹に上げてもらうよう頼んだ職員がある。その職員が環境事業課から別の部署に移動し、副主幹に上がった際に、当該自治会長にお礼として封筒を渡していた現場には自分もいた。当該職員は、封筒の中身について、現金（10万円程度）であると言っていた
- ・相生町自治会長に対し、4回、土下座による謝罪をしたことがある  
1回目…平成29年1月に相生町自治会長の母親が骨折した際、何人かでお見舞いをしなければいけないと話をしていましたが、当該自治会長からそれを逆に変な形で捉えられ、当時の人権担当理事と、現在は水道工務課にいる職員と、自分の3人のお見舞いが遅いということで、当該自治会長から、盆野副市長と相談した上で来るよう言われた。自分は盆野副市長と面識があっても、このような話はできないと、当時の人権担当理事に副市長との話をお願いした。副市長が何と言ったかは知らないが、多分、副市長は、この話を知っていると思う。結局、自分の上司と謝罪に来いということで、環境事業課長とともに、当該自治会長が経営に関する飲食店の前へ行き、現在は水道工務課にいる職員と2人で、個々に土下座の上、謝罪した  
2回目…平成30年の正月三が日に挨拶がなかったことに起因して謝罪した  
3回目…元中央市民館の職員が相生町自治会長とトラブルになり、当該職員がかわいそうであったことから、自分が代わりに丸刈りの上、当該自治会長が経営に関する飲食店に謝罪しに行った  
4回目…同上
- ・相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された件について、土日にレンガの敷設に携わった。当該レンガの使用については、元中央市民館の職員が当該自治会長に提案したと記憶している。レンガの敷設に必要な砂については、津市相川建

設作業事務所のものをダンプカーで2回ぐらい運んだ

- ・集会所としての改修完了後、数か月後には生活保護受給者への賃貸借が開始されていることに関し、知っていることがあるかとの点については、自宅が近所であることから、その場所はよく通るが、自分がペンキを塗った後、夜に電気がついていることもなく、人が住んでいる形跡はなかった。集会所として改修されたものが、個人住宅として使用されていたことについては、知らなかつた
- ・津まつりの市民総踊りの後、相生町自治会長が経営に関するスナックで、盆野副市長と会話をしたことがある
- ・相生町自治会長が経営に関するスナックに、佐藤議員と岩脇議員が2人で来ているのを見かけたことがある。また、福田議員が別の誰かと来ているのを見かけたことがある
- ・相生町自治会長の事務所で田矢議員と会ったことがある。時期については、記憶が定かではないが、おそらくフードバンク三重の設立前ぐらいであったと思う
- ・三重県が管理する相生町内の安濃川沿いの堤防の草刈りを、依頼されたことがある
- ・相生町公園の草刈りに携わっていた者の中に、自分が知っている者で職員以外の者が3人いる。その3人は、資源物持ち去り防止パトロールにも携わっていた
- ・集会所の塗装を依頼された際、相生町自治会長は、息子が住むと言っていた。集会所の内部の片付けには携わっていない
- ・平成28年度の3基のごみ一時集積所の組立てには携わったが、補助金の申請書類等の作成は、2人の担当が行っていた。自分は、書類はあまり見たことがないことから、補助金の交付申請書に添付されていた見積書のごみ一時集積所と、実際に組み立てたものに違いがあったことは知らなかつた
- ・ごみ一時集積所は、中央市民館で組み立てた
- ・ごみ一時集積所の組立てについては、見返り等はなかつたが、草刈り等については、ジュースなどをもらった
- ・令和2年9月の日曜か祝日に、集会所の前に家具とごみが出されており、家具等はばらばらにしてごみ一時集積所へ出すルールであったことから、環境事業課の職員に、どこのごみかと尋ねたところ、相生町自治会長が

貸している家のごみであると言っていた

- ・環境政策課への業務応援という形での配置換えとなつた平成30年当時、参考人から提出された、環境政策課における業務応援についての決裁文書の写しの中にある「理由書」と題する文書については、提示はされていない。百条委員会からの出席要求を受けた直後に、当該決裁文書の写しを入手した時点で、その内容に非常に違和感があつたことについては、この百条委員会で話をしたいと思い、環境政策課に尋ねることはしなかつた
- ・平成30年3月16日に相生町自治会長が経営に関与する飲食店がオープンした際のお花は、自分以外にも個人名のものが結構あつた。お祝いについては、飲食代1万円を払つて、そのお釣りを当該自治会長が「祝いとしてもう取つとくぞ」という感じで言われ、そのような感じで渡したものである。自分はそのような形であったが、他の者が同じような形であったかどうかは分からぬ
- ・相生町自治会長は、当該職員が副主幹に上がるよう、誰々に話をするというようなことを言っていたのかとの点については、誰に頼んだとかいう話は聞いていない
- ・当該職員以外に、相生町自治会長に金銭が介在した形でお願いし、昇任するということがあるという認識はあるかとの点については、そのようなことはあまり聞いていないが、上がっている人はいると思う。当該自治会長に人事異動や昇任等の話を頼みに行けば、そのようにできるという噂は、聞いていた
- ・三重県が管理する相生町内の安濃川沿いの堤防の草刈りに携わった際、自分を含め何人かが、相生町自治会長からお金をもらった。最初はお断りしたが、またトラブルがあると思い、お金をもらった上で、当該自治会長が経営に関与するスナックでの飲み代として支払つた
- ・相生町自治会長からお金をもらった際の領収書や、もらったお金を当該スナックでの飲食代として支払つた際の領収書は、ない
- ・相生町自治会長から、ごみ一時集積所の組立て等の依頼が環境事業課にある際は、ほとんど自分を指名するような感じであった
- ・相生町自治会長とのトラブルを避けるためには、言うことを聞いて作業をした方がいいと思っていた。当初は、それほどではなかつたが、徐々に、市の業務としては理解できないような要望も含め、作業的なことが

増えてきていた

- ・相生町自治会長の事務所へのレンガの敷設に必要な砂の運搬については、津市相川建設作業事務所全体が理解をしていたということではなく、元中央市民館の職員が、おそらく事務所長に連絡をして、行ったと思われる
- ・退職した環境政策課の元中堅職員が使用していたパソコンから、相生町自治会長と行動を共にし、深く関与していた者でなければ知り得ない内容のデータが数多く出てきたということになっているが、環境政策課で、そのような内容の文書を作成したりしていたのを見たことがあるかとの点については、知らなかった
- ・松下元人権担当理事とは、中央市民館で、子ども会等の関係で話をさせてもらったが、それ以外の関わりはなかった
- ・南元人権担当理事とは、実家が近く、先輩であることから、当時、いろいろな話をさせてもらっていた
- ・木村環境部長は、自分や、退職した元中堅職員に関わる件で、相生町自治会長に頻繁に呼ばれ、環境部次長とともに行っていた
- ・幹部職員が高級ブランドのネクタイやバッグなどを、誕生日会の場で、相生町自治会長からもらっているところを見たことがある
- ・参考人が顧問弁護士からの聞き取りで話した内容と、調査結果報告書の内容が異なると思っているのは、具体的には、人事介入の件と、レンガの件と、防犯灯の専用柱のポールを職員がホームセンターで購入した件の3点という理解でよいかとの点については、そのとおりである
- ・相生町公園の草刈りについては、土日については、自分が携わっていたが、平日については、元中央市民館の職員が携わっていた
- ・相生町公園の草刈りについても相生町自治会長からお金をもらった。一旦はお断りしたが、他のメンバーのポケットにお金を入れたので、最終的に自分ももらった上で、当該自治会長が経営に関与する飲食店での代金として支払った。平日に相生町公園の草刈りに携わっていた職員が、当該自治会長からお金をもらっていたかどうかは、知らない
- ・相生町自治会長への新年の挨拶は、親しい人は三が日に、親しくはないが幹部職員は4日に行くのが慣例になっていたと認識しているかとの点については、そのとおりである
- ・相生町自治会長の母親が骨折した際のお見舞いについても、新年の挨拶と同じ認識で、他の親しい人は行っていたのに、参考人は行かなかった

ことへの怒りであったということかとの点については、そのとおりである

- ・相生町自治会長への謝罪のうち、上司に言われて謝罪をしたのは、1回目の環境事業課長に言わされた時と、2回目の元中央市民館の職員に言わされた時の2回である。直接幹部職員から謝罪の要求や指示を受けたことはない
- ・相生町自治会長の事務所に敷設されたレンガは、現在もそのままの状態である。レンガの敷設作業への依頼については、上司からではなく、当該自治会長から受けたものである

次回の委員会においては、前々回の委員会に引き続き、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について、津市議会議員（今回、さらに追加提案及び決定のあった者を含む。）に参考人質疑を行うこととし、開催日は、令和3年7月6日（火）とすることが確認された。

#### （25）令和3年7月6日 第10回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

##### ○協議事項

- 1 特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について
- 2 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について、参考人質疑を行った。

なお、出席した参考人の職氏名は、次のとおりである。

- ・田矢 修介議員
- ・岩脇 圭一議員
- ・佐藤 有毅議員
- ・辻 美津子議員
- ・倉田 寛次議員
- ・岡 幸男議員

- ・田中 勝博議員
- ・桂 三発議員
- ・加藤美江子議員
- ・藤本ともこ議員
- ・福田 慶一議員

当該参考人質疑における、委員（議員）からの質疑に対する参考人の主な発言内容は、次のとおりである。

- ・田矢議員は、相生町自治会長から、当時の南人権担当理事及び当時の水谷議会事務局長を通じて、津警察署に来てほしいと言われ、議長として、行って何かを言ったわけでもなく、玄関の所で、当該自治会長から、当該自治会長の関係者に係る交通案件は、もう片が付いた旨の話を聞き、議会へ戻ったものである
- ・田矢議員は、議長就任時に、相生町自治会長からお花をいただいたと聞いてているが、事実かとの点については、議長就任時においては、面識もなく、お花をいただいたことはない
- ・田矢議員は、議長就任時には、相生町自治会長と面識がなかったとのことだが、お店の看板を壊した時に面識があると思うがどうかとの点については、当時、お店の方に確認してもらい、何も傷になっていないのでもうこれでよいという話で終わった後、そのお店のオーナーが当該自治会長であったと聞かされたのは、議長就任後に、当該自治会長が初めて議長室に来たときであった。なお、令和3年6月1日の委員会において、「平成23年に…」と言われ、自分も「平成23年に…」と言ってしまったが、改めて記憶の整理をしたところ、お店の看板を壊したのは、平成14年ごろ（自分が1期目のころ）の出来事であった
- ・田矢議員の身内が、田矢議員は相生町自治会長にだまされたとあちらこちらで言っているが、田矢議員は何をだまされたのかとの点については、その意図は自分には分からないが、自分が当該自治会長の本質をきちんと見ることができなかつたという趣旨ではないかと思う
- ・田矢議員は、議長として、津警察署に行ったことについては、適正を欠いており、行くべきではなかつたと思っている
- ・田矢議員が津警察署に行ったのは、相生町自治会長からの依頼であったからかとの点については、そのとおりである

- ・佐藤議員は、相生町自治会長から補助金等に係る依頼や相談を受けたりしたことはない
- ・岩脇議員は、相生町自治会長から補助金等に係る依頼や相談を受けたりしたことはない
- ・田矢議員は、相生町自治会長から補助金等に係る相談を受けたりしたこと、あるいは加担したことも一切ない
- ・佐藤議員は、相生町自治会長から、本会議や委員会での質問に係る要望を受けたことはない
- ・岩脇議員は、買い物難民に係る質問の通告をした際、通告後に、相生町自治会長から、自分の住む地域でもそのような課題がある旨の意見をもらったことがある
- ・田矢議員は、相生町自治会長から、ダイレクトに、こういう質問をしてほしいとか、こういうことを取り上げてほしいなどといったことを言われたことはないが、当該自治会長が廃棄自転車の台数や金額のことを話していたことを受けて、令和元年9月の委員会において、廃棄自転車の売却手続や津市への歳入額を確認したことはあった
- ・佐藤議員が監査委員をしていた際に、相生町自治会長が廃棄自転車の件について、苦情を言っていたことがあった
- ・佐藤議員が令和3年6月1日の委員会において発言した、監査事務局において職員が相生町自治会長に土下座をする場には、田矢議員が同席していた
- ・田矢議員が監査事務局における職員の土下座による相生町自治会長への謝罪の場に同席したのは、当該自治会長から直接、依頼があったからである。突然、連絡があり、断ることもできずに行ってしまった。その場においては、自分は特に何も発言しなかったと記憶している。ただ、自分に対して、当該自治会長から、当該自治会長が言っていることが間違っていないかなどといった確認を求められたことがあったかもしれない
- ・田矢議員が委員会において廃棄自転車に係る質問をしたのは、監査事務局において職員が相生町自治会長に土下座をした後の話である
- ・田矢議員の廃棄自転車に係る委員会での質問については、自分の気持ちの中では、あくまで純粋に議員として、廃棄自転車1,000台が28万円という価格で売却されていることが適正なのかという思いで質問した

- ・田矢議員は、津警察署に行った際、相生町自治会長以外には誰にも会っていないと言ったが、警察署長に「突然押しかけて、お騒がせしてしまいました」と一言だけ声をかけて帰ったことを失念していた
- ・相生町自治会長が横にいて、職員が田矢議員に謝罪をしたことがあったかとの点については、そのような事実はない
- ・田矢議員は、相生町自治会長が経営に関する小料理屋を、自発的に、4回から5回ぐらい利用している
- ・田矢議員は、相生町自治会長の自宅や事務所には、3回から4回ぐらい行った記憶がある。自分の妻をフードバンク三重から抜けさせてほしいとお願いに行った時を除き、当該自治会長から来てほしい、あるいは来いと言われ、あらがえずに行った
- ・田矢議員は、令和2年8月20日の議員懇談会開催の日に、自宅にいたところ、突然、相生町自治会長から電話がかかってきて、「今から市役所に来てくれ、来い」と言われ、行った記憶がある
- ・田矢議員は、相生町自治会長の自宅や事務所に、年末年始の挨拶を行ったことはない
- ・田矢議員はバスケットボール協会の顧問をいつからしているのかとの点については、自分が議長のときに、相生町自治会長からぜひバスケットボールのところへ来てほしいという要請があつて以来である
- ・田矢議員は、元中央市民館の副主幹の人事について、相生町自治会長が話をしていたのを聞いたことはあったが、詳しく聞いたわけではなく、自分が人事に介入したとか、何かをお願いをしたとか、橋渡しをしたとかいうことは一切ない
- ・田矢議員は、相生町自治会長の娘の結婚式へは、当該自治会長から出席依頼があり、お断りする理由も特になかったことから出席し、乾杯の挨拶をした。自分以外には、青木謙順県議会議員、岡議員、福森担当理事が挨拶をしたと記憶している
- ・田矢議員は、議員懇談会後に、相生町自治会長が議会事務局長や議事課長に謝罪強要をした場面に同席した。当該自治会長から来いと言われ、あらがえず同席をしてしまった。そこで、当該自治会長から、どちらが正しいのかというような趣旨のことを言われ、うなづいてしまった。土下座ではなく、謝罪であったという認識である。その場には、福田議員も同席していた

- ・田矢議員は相生町自治会長に加担するつもりで同席していたわけではないと言うが、同席し、「そうです」「会長がおっしゃるとおりです」と同意することが加担である。自分のことだけを考え、謝罪をさせられた人のことを全く理解していない。いっしょにいて、謝罪をさせられる側になって考えてみれば、常識的に、加担していたと分かるはずであるがどうかとの点については、改めて、謝罪をさせられた相手方の心情を受け止めた上で、加担をしたということを認識しなければいけない
- ・佐藤議員は、同じ会派の坂井田議員の態度が悪いと相生町自治会長から指摘を受けた際、当該自治会長の自宅か事務所に謝罪に行った。自宅か事務所へ行ったのは、その1回きりである
- ・佐藤議員は、相生町自治会長が経営に関するスナックや小料理屋へ福田議員といっしょに行つたことがあるが、顔を出しておいた方がよいという判断は、福田議員ではなく、自分がした
- ・令和3年6月1日の委員会において、「田矢議員が相生町自治会長のことを、素晴らしい人であり、男気のある人だと言っていた」と西山議員が発言しているが、田矢議員の当該発言は、令和2年8月20日の議員懇談会が開かれる時の会派内でのことかとの点については、その頃ではなく、さらにもっと前の西山議員と2人のときに自分がそのような発言をしたのだと思う。具体的には、議長就任時期を終えてからであったと思う
- ・令和2年7月2日の本会議の開議請求に県都クラブの議員が署名をしなかったことについて、相生町自治会長が追及するような場に、田矢議員が同じ会派の代表や議員を連れて行ったのはなぜかとの点については、同日の夜に、当該自治会長から、かなり厳しい電話があり、かなり怒った様子で、翌朝、「お前から会派の議員を呼べ」と言われ、自分は、あらがうことができなかつたものである
- ・田矢議員はたくさんの支持者の票を集めた政治家としての身の律し方を考え、自分の責任は自分で取らなければいけないと思うがどうかとの点については、今まで自分の行ったことで、議員や関係者の皆さんに多大な迷惑をおかけしたことをしっかりと謝罪したい。謝罪し、反省の上で、自分の議員としての責務を果たしていくことが自分に課せられた信義ではないかと思っている
- ・田矢議員は相生町自治会長と同士であり、運命共同体であるとの指摘に

については、当該自治会長が経営に関する小料理屋へ行ったことは、フードバンク三重の何かをするためということでは一切なく、自分はフードバンク三重の裏側で不適切なことが行われていたことを分かっていたわけではないということだけは御理解いただきたいし、運命共同体的な付き合いを当該自治会長としてきたということは決してないということだけは御理解いただきたい

- ・令和2年3月3日に桂議員が、桂議員のいとこと、相生町自治会長が経営に関する小料理屋に入店した瞬間に、当該自治会長は当時の岡議長に対して「お前は何しとんのや。〇〇（桂議員のいとこ）は電話一本で三発を連れてきたやろう。お前みたいなもん、すぐ議長やめちまえ」というような形のことを強く言っていた
- ・令和2年3月3日の相生町自治会長が経営に関する小料理屋は、桂議員をつるし上げ、リンチにかける場所であったのかとの点については、そのとおりである
- ・佐藤議員は、令和2年3月3日に桂議員から何を謝られたのかとの点については、議員の悪口というか個人的なことを言ったことについて謝罪を受けた
- ・岩脇議員は、令和2年3月3日に桂議員から何を謝られたのかとの点については、自分のことを落語会のネタにし、動物の形容をしたことについて謝罪を受けた
- ・田矢議員は、令和2年3月3日に桂議員から何を謝られたのかとの点については、落語の場で自分についてのある表現に関し謝罪を受けた
- ・岡議員が令和2年3月3日に相生町自治会長が経営に関する小料理屋へ呼ばれたのはなぜかとの点については、その日の本会議において傍聴席からやじが飛び、その後の会派代表者会議において、あのやじはどうにかならないのかという話があった後、当時の浅井議会事務局長と福田議員が当該自治会長の所へ行くこととなり、自分は一旦自宅へ帰りかけていたが、議会事務局長から電話が入り、当該小料理屋へ来てほしいと言われ、当該小料理屋へ行くこととなった。
- ・岡議員が令和2年3月3日に相生町自治会長が経営に関する小料理屋において、当該自治会長から「何で桂議員1人呼べないのか。議長としてどういう力のなさや」という叱責を受けた。この1週間ほど前に、当該自治会長から、傍聴席で騒ぐのは本意ではないし、何とか手打ちをし

たいので、間に入ってくれないかという話があったことから、桂議員を議長室へ呼び、どのようなことで怒られているのかもあまり定かではなかったが、自分もいっしょに謝るし、事情を聞いて間に入る旨を伝えたところ、桂議員からは、今はこのままにしておいてほしいという話があった。そのためこのような叱責につながったと思う

- ・岡議員が令和2年3月3日に相生町自治会長が経営に関する小料理屋に呼ばれたのは、桂議員の件とは全く別件で、会派代表者会議において、傍聴席からやじを飛ばすのは妨害であるといった話が、なぜか当該自治会長に筒抜けなっており、傍聴席から2回まではやじを飛ばせるという法的に認められた権限の中でやっていることなので、妨害だという発言を撤回してこいと言われたものである。なお、翌日、妨害という言葉は控えてほしいと、岡村議員に電話したところ、妨害という言葉は撤回しないが、以後は使わないことを約束していただいたことから、その旨、当該自治会長に伝えたものであり、桂議員が謝りに来るなど、全然、想像もしなかったものである
- ・令和2年3月3日の相生町自治会長が経営に関する小料理屋における桂議員の謝罪の場の設定は福田議員が行ったのかとの点については、全くそのようなことはないし、自分も会派代表者会議が終わってから、当時の浅井議会事務局長から、当該自治会長が呼んでいるので来てもらえませんかと言われ、何の話だろうと思って当該小料理屋に行ったら、田矢議員、岩脇議員及び佐藤議員が座っており、その後、桂議員が桂議員のいとこといっしょに来たと記憶している
- ・令和3年2月26日の三重タイムズの記事には、辻議員が相生町自治会長を介入させ、岡議長降ろしにおいて、中心的な役割を果たしたことの話が書かれているが、何をしたのかとの点については、岡議長がそのまま4年間議長を続けると会派代表者会議で決まったことの報告を受け、「4年間もどうしてできるんだろうか」と他の議員と話をしたら、多数の議員から「4年はえらいじゃないか」という意見をいただいたものであり、当該自治会長には相談もしていないし、報告もしていない。その話は、議員だけでまとめたものである
- ・倉田議員は、辻議員と2人で岡議長降ろしを企てたのかとの点については、津市議会委員会条例（平成18年津市条例第265号）第29条第2項に、議長は参考人に日時、意見を聽こうとする案件その他必要な事

項を通知しなければならないと規定されており、この通知をいただいていることから、答えることはできない（当該発言に対しては、参考人の出席については、委員会での意見集約を受け、委員長から、議長に出席要求依頼をし、議長から、各参考人に対し、出席要求書が送付されており、当該通知には、津市議会委員会条例第29条第2項の規定に基づき、委員会の日時、場所に加え、意見を聴こうとする案件として「特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与について」と明記した上で、通知がなされていることを、委員長から報告した）

- ・加藤議長に相生町自治会長から花が届き、そのお礼としての30万円の話については、辻議員が、加藤議長と2人だけの会話の中で、冗談めいた言い方で、自分の独断と偏見で数字を言ってしまったものである
- ・加藤議員は、令和2年7月3日（金）に議長に就任し、6日（月）午後4時30分に、辻議員といっしょに、相生町自治会長の自宅に挨拶へ行った。それは、6日の朝、辻議員から「田辺さんのことだけ気になっています。当選したら挨拶に2人で行きますと言ってあるのです」というメールをいただいたからである
- ・辻議員が加藤議員に相生町自治会長の所へ挨拶に行った方がよいと勧めたのは、花をいただいたという報告を加藤議長からいただいたので、お礼に行った方がいいのではないかと言ったものである
- ・加藤議員は、令和2年7月6日（月）に、辻議員といっしょに、相生町自治会長の自宅に挨拶へ行った際、自分の中ではお花をいただく義理もない中で、お花のお礼をしなければと思い、ハムとあられを持っていった。その日に、辻議員から「田辺さんから文句の電話が入りました。詳しくお話しします」というメールが入った
- ・加藤議員は、相生町自治会長がなぜそんなに怒っているのか、文句があるのかよく分からなかつたが、令和2年7月7日（火）午後4時30分に、辻議員の事務所に出向いた。「加藤には心がない」という言い方で、当該自治会長が怒っていると辻議員に言われたが、よく意味が分からなかつた。辻議員が「1回だけお金を出しておきな。最初だけ、初めだけ出しておきな。そうすれば議会もスムーズに進む」というふうに自分に伝えた。辻議員は、相場は30万円であるということもおっしゃっていたが、自分はとんでもないということで、断ったという状況であった
- ・うそを言ってはいないつもりであるが、自分（辻議員）は、加藤議長に

対して、「（30万円を）出せ、出さんといかん」というようなことを言った覚えがない

- ・岡議員は、議長就任後、4年のうちの2年経ったところで、次の候補が誰も名乗りを上げてこない中で、会派の中で相談した結果、続投した方がよいとの結論となった。会派代表者会議においても説明し、反対もあったが、自分は議長を4年間続けさせていただこうと思っていた
- ・岡議員は、議長を4年間続けさせていただこうと思っていたところ、辻議員と倉田議員を中心に、また、村主議員が文書を作成して、自分（岡議員）を議長職から降ろす画策が始まった。村主議員は、自分が議長を辞職した後、副議長を降ろす怪文書も書いたと聞いている
- ・岡議員は、それまで議長として、相生町自治会長との間でトラブルになっていた安積議員、桂議員、山路議員との間に入り、議員を守るために議長職を全うしてきたつもりであったが、裏で不穏な動きのある議員のお守りをする議長は、続けることが問題であるということで、再度、会派の中で相談した結果、議長職を降りた方がよいとの結論に達した
- ・岡議員は、令和2年3月定例会が終わったころ、相生町自治会長が議会へ来た際、当該自治会長から議長職をどうするつもりなのかと言われ、その時点では、会派の中での話も済んでいたことから、6月定例会で議長は辞めるつもりであると言ったところ、「ええ判断や、お前は賢いの」という感じであった
- ・岡議員は、令和2年6月定例会が始まり、すぐに、相生町自治会長から、本庁舎3階の会議室に呼び出された。そのときは、辻議員と倉田議員を含め、他の議員も同席しており、「お前、6月に辞めると言つとったのに、いつ辞めるんや」といきなり恫喝された。自分は、6月定例会の冒頭で辞めるということは明言していなかつたし、冒頭で辞めれば、6月定例会に混乱を招くことが目に見えていたことから、議会事務局とも相談の上、閉会日に辞表を提出することを決めていたため、「あなたにそういうことを言われる筋合いはない。議会が一番混乱しない形で、私は議長を辞めさせていただく」と言ったが、相当怖い顔をされ、恫喝された。その後、村田議員がその席に呼ばれ、自分の目の前で、「お前、会派の中で議長になると言うとるらしいやないか。岡村議員に対しても堂々と物が言えるし、議長になっても、ちゃんとやっていけると言うとるらしいやないか」という当該自治会長の恫喝から始まり、「お前が議長に

なったら、岡村議員にはいっぱい言うことがあるもので、お前が全部取り持ってくれるんやろな」という言葉があり、それにより、村田議員は議長に立候補するのを断念したと思っている

- ・岡議員は、議長の辞職願を提出したことは、正しい判断であったと今では後悔していないが、この議会が一日も早く正常化することを望んでいる
- ・岡議員は一身上の都合で議長を辞職するということであったが、自分自身（藤本議員）には、一身上の都合がないため、副議長を辞職しないと決めた。そのような中、正確な日付は覚えていないが、令和2年6月の昼休みに倉田議員から電話があり、「お前は、降りやんらしいけど、どういうことや。一緒に降りるのが当然だろう」というふうに言われたので、「それは、忠告ですか。恫喝ですか」と申し上げた。やり取りの中で、倉田議員からは「降りやんのやったら岡（元議長）と同じ目に遭わせたるぞ、分かっているやろな」ということを言われた
- ・令和2年7月2日に岡議員が議長の辞職願を提出し、自分（藤本議員）に対する不信任動議の提出があり、会議が夜中にずれ込んだ際、相生町自治会長が傍聴に見えていたし、また、翌日の私に対する不信任動議に対する反対討論をしていた桂議員に対しても、当該自治会長は、やじを飛ばしていたことから、やはり、このようなつながりがあっての動きだなど確信した
- ・令和2年3月3日、相生町自治会長が経営に関与する小料理屋において、自分（桂議員）が謝罪をした後、当該自治会長が、福田議員に対し、その日の本会議の福田議員の道の駅かわげに関する質問について、いろんな話をしていた
- ・桂議員は、議場でのやじや相生町自治会長からの恫喝に対して、議会での発言ができなくなるという恐怖よりも、自分の家族に対する恐怖があった
- ・令和2年3月3日の福田議員の一般質問の途中で傍聴席からのやじにより、発言を止められたことと、その日の夜に、相生町自治会長が経営に関与する小料理屋に福田議員が呼び出されたことは、何か因果関係があったのではないかとの点については、自分（福田議員）としては、全く心当たりもなく、発言を止められたことで非常に憤りを感じていたというのが、偽らざるところである

- ・福田議員は、道の駅かわげに関する質問以外に、相生町自治会長からの要望等により、議会で発言したことはないのかとの点については、建設水道委員会において、相生町内のガス漏れの復旧事業について、道路管理者や水道事業者の視点から、質問をした経験がある
- ・福田議員は、相生町自治会長が経営に関与するスナックの従業員から、蜂蜜まんが定例会ごとに会派控室に届いていた中で、社会通念上、スナックの従業員が営業として持ってきてているのであれば、お店の方にも顔を出さないといけないのでないのではないかということで、年4回の定例会が終わってから、当該スナックへ行っていた
- ・福田議員は、相生町自治会長の娘の結婚式については、当時の浅井議会事務局長から案内状をいただき「どうされますか」と聞かれたため、誰が出席するのかを確認したら、当時の岡議長も出席するとのことであつたため、議長が出席するのであれば問題のあるようなお祝いの会ではないと判断し、出席した。自分も政治家のはしくれであるため、その中で新しい知り合いになれば、選挙の役にも立つという考えもあった
- ・福田議員は、相生町自治会長が経営に関与するスナックの従業員から届いていた蜂蜜まんが、いつから届くようになったのかについては、記憶が定かではない
- ・福田議員は、相生町自治会長から補助金や市の委託業務に係る相談があり、その場に同席した経緯はあるかとの点については、声を大にして一切ない。そうであれば、何を話していたのかとよく聞かれるが、当該自治会長とは、例えば、ここは同和地区で今までいわれなき差別を非常に受けたということや、人権に対しての理解を一人でも多くの人にしてほしいというようなことを、しきりに話していたが、補助金、給付金等の話は一切しなかった
- ・福田議員は、令和2年3月3日に、相生町自治会長が経営に関与する小料理屋には、当時の浅井議会事務局長といっしょに行ったが、自分が到着した時点で、田矢議員、岩脇議員、佐藤議員の3人は窓際の席に座っており、人権担当理事と総務部長がいたと記憶している。遅れて、桂議員と桂議員のいとこが到着して、始まったと記憶している
- ・福田議員の道の駅かわげの質問以外の、相生町自治会長からの要望等による議会での発言というのは、令和元年6月25日の建設水道委員会における質問のことであると思うが「非常に厳しい考え方をガス会社に対し

ては持つて、市として糾弾していかなければならぬ」という厳しい言葉を使ったのはなぜかとの点については、意識が高揚していたのもあるし、質問前にガス会社にも注意喚起をしたところ、非常に安易な感じの対応をされたいきさつもあったことから、そのような言葉を用いたのだと思う。ガス会社と当該自治会長との間でトラブルがあったかどうかは知らない

- ・福田議員は、相生町自治会長の娘の結婚式には、つながりが深くなければ呼ばれないと思うが、どのような認識かとの点については、当該自治会長は、以前から議場の傍聴席裏の所に来られており、挨拶ぐらいはしていた。結婚式の前は、会うことや、連絡して話をすることも全くない状態であったが、職員も含めて多くの招待状が出ていたので、ひょっとすると職員から「福田議員も」というベクトルが向いたかもしれないし、自分自身では腑に落ちないというのが偽らざる気持ちである
- ・桂議員は、相生町自治会長の娘の結婚式には、当初、招待状はいただいたが、いとこといっしょに当該自治会長が経営に関与するスナックへ行った際、当該自治会長とトラブルになり、翌日に、橋本担当理事を通じて、結婚式の招待状は破棄しておいてくれと言われたことから、出席していない
- ・相生町自治会長が経営に関与するスナックは、自分（福田議員）が行き出したときに聞いたのは、当該自治会長は頻繁に来ているが、市役所の職員の関係者が経営している店であるという話を聞いていたので、問題ではないと思っていた
- ・佐藤議員は、相生町自治会長が経営に関与するスナックは、市役所の職員がよく利用している店であるから安心していいというふうに思っていた
- ・平成31年1月11日に相生町自治会長から佐藤議員に対し、桂議員に関する苦情の電話があった件について、田中勝博議員が「会派の問題ではない」という発言をしたのはどのような趣旨かとの点については、議場の外での話という考え方で、会派の中での会議の中で、個人の問題であるというようなことを言った覚えはある
- ・藤本議員に対して「お前、副議長辞めやんのか。辞めやんのやったら…」というような半ば脅しのような電話があったとの点については、倉田議員は、不信任を出すということは言ったが、言うことを聞かなければ議

長といっしょのようにするということを言った覚えはなく、とんでもない言いがかりを付けられたものであり、自分（倉田議員）にとっては不名誉なことである

- ・倉田議員（参考人）は、不信任を出すということを言ったと答弁しているが、そのような電話の内容であったのかとの点については、藤本議員は、不信任を出すということも直接おっしゃったが、「岡（元議長）と同じような目に遭わす」というようなことも言われたというふうに自分は記憶している。これは、お互い言った、言わないの水掛け論なると思う
- ・田矢議員は、バスケットボール協会の顧問には、議長就任時も、今もなっておらず、バスケットボールの9月の大会に田矢賞という賞が設けられ、決勝の時に、賞状を授与するという役割である
- ・藤本議員は、令和2年6月定例会の最終日に副議長不信任が可決された四、五日後に、相生町自治会長が経営に関与する小料理屋へ行ったことがある。渡辺議員から、一度顔を出しておけばよいとの勧めがあったことと、どういう状況なのか、どのような飲食店であるのか見てみたいという自分の好奇心も伴い、渡辺議員に連れていってもらった。そのときは、誰かの祝賀会か何か催し物で貸し切りとなっていたが、福田議員、田矢議員、田矢議員の妻、岩脇議員、龍神議員がいたと記憶している
- ・辻議員は、30万円の案件について、「1回だけ出しな」と言ったかもしれない

また、参考人への質疑以外における委員（議員）からの主な発言内容は、次のとおりである。

- ・田矢議員は、津警察署に行ったことについて、現地に行ったら問題は解決していたと言うが、津警察署側としては、来ただけという判断にはなっていないと思う。相生町自治会長本人の案件でない相談事で、議会を代表する立場で行ったことを含めて、非常に問題のあった行動であったと思う
- ・県都津市の議長であった田矢議員が、小学生でさえ親に聞くように、なぜ警察署に行くのかと確認しなかったことは、不自然である
- ・相生町自治会長の言うことは何でも聞くというのは、自分の雇い主を勘違いしている。議員の雇い主は市民である

- ・田矢議員は、津警察署に行った件についても、監査事務局での職員の土下座の件についても、行ったけれども何もしていないと言うが、行ったこと自体がいけないことであるという認識をしっかりと持つてもらわないと何も変わらない
- ・廃棄自転車に係る委員会の質問についても、監査事務局での状況を分かっていながら、議員として質問したという話は、通らない。田矢議員は、職員が土下座をさせられている場に相生町自治会長側で呼ばれ、当該自治会長から「これはおかしいよな」と同意を求められ、いつも同意をしており、同意をしなかったことは1回もないと思っている。意識をしっかりと持つてもらわないと何も変わらない
- ・田矢議員は、相生町自治会長に県都クラブのオーナーのようなふるまいをさせて、それを是認し、その指示の下に行動していたことの責任は非常に大きい。議会人は、それぞれ個々が責任を持って活動しているし、志を同じくする議員が会派を結成したりするのだが、そこへ民間人が何をしているのかと指摘をしてきたとしても、怒っているからその命令に従ったというのは、その発言自体がふがいないだけでなく、議員辞職に値するような、田矢議員の行為自体が世に問われるような重大な問題だと思っている
- ・会派代表者会議の中での話を相生町自治会長に伝えた者が誰かいるはずである。議員の中にも十五、六人土下座をし、当該自治会長の言いなりになった議員がおり、その罪を問いたい
- ・加藤議長に相生町自治会長から花が届き、そのお礼としての30万円の話については、辻議員は、軽い気持ちで笑いながら話したと言うが、それは辻議員の演技であって、話の中身は、加藤議長が30万円を当該自治会長に渡していたら、恐喝の共犯者になる話である
- ・冗談めいた言い方というのは辻議員の言い訳であり、2人だけの会話のときは、みんながいるときとは違い、なおさらきつい。笑い話にはならない
- ・加藤議長の就任時の花は、辻議員が相生町自治会長に頼んだものでもなく、加藤議長が頼んだものでもなく、当該自治会長が勝手に届けてきたのに、辻議員が挨拶に行った方がよいと勧めたことは、常識的に考えて、辻議員と当該自治会長との間に、人間関係がなければ、そのようなおせっかいを焼くわけがなく、辻議員が誘導しているか、手引きをしている

としか思えない

- ・令和2年3月3日という日は、これまで桂議員へのやじは、本人が質問するときか、会議の冒頭がほとんどであった中で、この日は、質問日の2日目の福田議員の一括質問の途中で傍聴席からやじがあったこと、その日に、福田議員が道の駅かわげに関して質問していたこと、その日の夜に、相生町自治会長が経営に関与する小料理屋において、桂議員が謝罪したことなど、いろんなことがつながってきて、非常にターニングポイントとなつたと感じている
- ・盆野副市長が総務部長であった平成26年度、平成27年度の時点で、行きたくないと思いながら多くの職員が相生町自治会長が経営に関与するスナックに行っていることからすると、福田議員や佐藤議員の考え方は理解ができない

次回の委員会においては、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査の総括を行うこととし、開催日は、令和3年7月16日（金）とすることとされた。

#### （26）令和3年7月16日 第11回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

##### ○協議事項

- 1 特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査の総括について
- 2 次回の議題及び日程について
  - (1) 議題について
  - (2) 日程について

特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査の総括として、証人尋問における証言内容について、参考人質疑（執行部及び市議会議員）における答弁内容について、市調査チームの調査結果報告書に係る疑義について及びその他、本委員会の調査結果報告書のまとめとして記載する事項についての4項目に分けて、委員（議員）から意見聴取を行つた。

各項目における委員（議員）からの意見の主な発言内容は、次のとおりである。

##### ○証人尋問における証言内容について

- ・令和2年8月の議員懇談会の後、市長応接室において、議会事務局長と当時の議事課長が、盆野副市長を含む幹部職員が同席する中で、相生町自治会長から、なぜ議員懇談会を開催したのかと詰問された上で、土下座による謝罪をさせられたことがあったが、盆野証人は、議員懇談会の当日に、議員並びに議会事務局及び総務部の職員が同席する中で、問題提起をして帰られたと証言している点については、証言と現実との齟齬があるため、虚偽陳述に当たると考える
- ・盆野証人は、相生町自治会長に関わる問題について、職員から報告や相談はあったが、プライベートでのことであったとしているが、令和3年6月29日の参考人質疑において、当該参考人が、（当該参考人と当該自治会長とのトラブルについて）盆野副市長に相談しろと当該自治会長から言われ、相談をし、結果、当該参考人が丸刈りをして謝罪をしたという発言があった。この点についてはプライベートでのことではないことから、虚偽陳述に当たると考える

○参考人質疑（執行部及び市議会議員）における答弁内容について

- ・令和3年2月15日の参考人質疑において、福田議員は職員の謝罪の場には同席したことがない旨を発言しているが、同年7月6日の参考人質疑において、令和2年8月の議員懇談会時の議会事務局長と当時の議事課長の謝罪の場面には、福田議員も同席していたと田矢議員が発言しており、福田議員の発言には食い違いが生じている
- ・田矢議員は、議員や職員の土下座による謝罪の場面にも同席をし、相生町自治会長が議会事務局を訪問して抗議を申し入れるときにも同席して、非常に緊密な関係を維持している
- ・百条委員会で倉田議員が答弁許否したことについて、百条委員会自体をどのように考えているのか、公の文書として残すときに答弁拒否で答弁できないというのが、議会人としていいのかどうか、百条委員会の在り方としてどうなのか、深く議論すべきである

○市調査チームの調査結果報告書に係る疑義について

- ・津市商工業振興等関係補助金に関する事案については、商工観光部長が相生町自治会長が経営に関与する店舗に行ってまで、当該自治会長と交渉したという事実が記載されていない
- ・資源物持ち去り防止パトロールに関する事案については、なぜ予算の流用をしたのかという点が記載されていない

- ・相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案については、相生町公園内の花壇撤去は根本的に行う必要がなく、ドッグランを造ることがスタートであったという経過等が記載されていない
- ・公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案については、職員しか携わっていないと断言しているが、参考人質疑における発言によれば、職員以外の者も関連していたという事実があった
- ・市職員の私的利用に関する事案については、金銭の授受はなかったとしているが、参考人質疑における発言によれば、いろいろなことが起こっていた。確実に知っていた幹部職員もいたはずであるのに、その中身が記載されていない
- ・人事異動への関与に関する事案については、記載されている 2 件以外にもあったとする参考人質疑での発言もあった
- ・謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案については、本当に重要なことであるため、本来であれば、それぞれの案件について、こういう流れで、こういうことがあったという記載があってもおかしくないと思っている
- ・相生町自治会長が経営に関する飲食店の利用に関する事案については、益野副市長に関することが、どのような記載になっているのか全く分からぬ。調査したのであれば、記載すべきである
- ・相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案については、全く事実と異なることが多いと思う。中身が簡単で、具体的に行われていたことが分からぬような内容になっている
- ・相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案については、資材となった砂のことが記載されていない
- ・特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実については、1人のことしか書かれておらず、それ以上に深く関与した職員が多々いる
- ・全体的に 2 2 の事案のうちの半分は、すべてのことが語られているとは思えない
- ・平成 26 年に議会棟の委員会室に、三重県の保健所の職員が呼び出され、相生町自治会長から恫喝された件が記載されていない
- ・平成 27 年 2 月に、教育長室において、平成 26 年 11 月の教育長室での出来事と同じことが行われていた件が記載されていない

- ・第三者委員会としなかったことが、このような報告書となつたことにつながったと理解しているが、もう少し、聞き取つた内容を、作文ではなく、事実として記載してほしかつた
- ・ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案について、参考人質疑において、補助金交付申請書の作成に係る支援を行つた職員のうち、ごみ一時集積所の組立てに関与したもの2人について、ルーチンワークで行つていたことから、補助金の詐取には気付かなかつた旨の発言があつたが、当該申請書の作成に係る支援を行つてゐた時点で、理解していたのではないかと疑いを感じてゐる
- ・令和3年6月29日の参考人質疑において、松見芸濃総合支所地域振興課産業振興・環境担当技能長が、草刈り業務を休日に行って、相生町自治会長から金銭を受け取り、当該自治会長が経営に関与する飲食店で使つたと発言してゐるが、その点が記載されていない

○その他、本委員会の調査結果報告書のまとめとして記載する事項について

- ・市民からは、相生町自治会長への非難だけでなく、このようなことを許してきた市にも大きな責任があるとの声も寄せられており、市行政に対する市民の信頼が大きく揺らいでいる。信頼回復のためには、二度とこのようなことを起さないよう、市自身が変わらなければならないし、職員には高い倫理観に基づく職務遂行が求められる。その点から、市当局には職員倫理規程を、議会にも政治倫理に関する規程を制定することが必要である
- ・今後、再発防止に向けた取組を進めていく上で、各種団体の役員を含む公職者からの口頭や面談による要求を、書面で記録、報告、公表する仕組みを構築する必要がある
- ・コンプライアンスや不当要求行為に関する実践的な研修の充実、組織としてのコミュニケーションを強化する必要がある
- ・不当要求として判断が難しい事例について、組織的に対応する仕組みづくりを求めていくべきである
- ・警察や暴力追放三重県民センターなどの関係機関とより一層の連携強化に取り組み、不当要求に対して、告訴、告発も辞さない姿勢を示していくことが必要である
- ・今後の不当要求行為防止のための体制づくりを設計する上で、市長及び

副市長からも独立した、弁護士などの専門職を含む第三者組織への相談が可能となるよう、（仮称）津市行政の公正公平の確保に関する条例に盛り込むことを求めたい

- ・議員側の関与も非常に大きいと思っており、関与の大きさも含め、関わりを持った議員に対する処分の中身について、記載すべきである

なお、委員外議員から、市調査チームの調査結果報告書に係る疑義についての項目において、全容解明のためには、退職した元中堅職員や、平成25年から令和2年度までのごみ一時集積所設置等事業補助金に関与していた部長及び担当職員（退職した職員を含む。）の参考人招致が必要であり、また、退職した元中堅職員が使用していたパソコンの中にあったとされる100件余りの資料について、百条委員会として資料請求をしてほしいとの提案があった。

また、委員から、公判中の立場でもあり、一方的に決めるのも難しい面もあるかと思うが、相生町自治会長を証人尋問できるかどうか、本委員会として弁護士に相談するための費用支出について、検討してほしいとの提案があった。

次回の委員会においては、本日の委員会での協議結果を受けた内容について議題とすることとし、開催日は、令和3年7月30日（金）とすることとされた。

なお、委員会の開会時刻は、同日の午後1時からとし、午前10時から、午後からの委員会に向けて、委員同士の率直な意見交換の場として、準備会を開催することとされた。

## （27）令和3年7月30日 第12回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

### ○協議事項

- 1 証人の虚偽陳述の有無について
  - 2 参考人質疑における議員の答弁について
  - 3 市調査チームの調査結果報告書に係る疑義について
  - 4 本委員会の調査結果報告書について
  - 5 次回の議題及び日程について
- （1）議題について

## (2) 日程について

前回の委員会において、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査の総括として、委員（議員）から、4項目に分けての意見聴取を行った結果を受けて、当該4項目それぞれについて、さらに協議を行った。

### ○証人の虚偽陳述の有無について

前回の委員会において提案のあった、令和3年3月8日証人尋問における盆野証人の虚偽陳述について、どの部分が虚偽陳述に当たるのか、当該提案を行った委員から、改めて説明を聞いた上で、虚偽の陳述があったのか、なかったのか、また、もしあつたとするのであれば、地方自治法第100条第9項に基づく告発をするのか、しないのかについて、協議を行った。

協議の中で、委員から「虚偽陳述」に係る事務局への説明要求があり、事務局から、地方自治法第100条の規定中には、明確な定義はないが、刑法の偽証罪に係る過去の判例においては、「いやしくも証人がことさらにその記憶に反したる陳述をなすにおいては偽証罪を構成すべき」（主觀説）とされており、通説も、客観的事実に反することを言うこと（客觀説）ではなく、自分の記憶に反する証言をすることを指す（主觀説）とされているとの説明がなされた。

また、委員から、証人の証言が参考人の発言内容と矛盾するからといって、参考人の話が正しいのか、正しくないのか証明ができないにもかかわらず、双方の話を聞かずに、一方的な話で虚偽陳述であるというのは、あまりにも乱暴であり、津市議会に汚点を残し、勇み足をしてしまうのではないかとの懸念が残るため、慎重に判断すべきである旨の発言があった。

特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関し、令和3年3月8日の委員会において、盆野証人が虚偽の陳述をしたとして告発することについて、採決を行った結果、賛成委員少数で、告発しないことに決定された。

### ○参考人質疑における議員の答弁について

前回の委員会において提案のあった、福田議員、田矢議員及び倉田議員の参考人質疑における答弁について、それぞれ協議を行った。

なお、倉田議員の参考人質疑における答弁に係る協議に当たり、當時

の岡議長に相生町自治会長が「お前、いつ辞めんのや」と脅迫じみた言動で迫った場には、倉田議員と辻議員が同席していた旨が、前回の委員会において報告されていたことから、倉田議員と辻議員については、まとめて協議を行ってほしいとの提案があり、委員会に諮ったところ、まとめて協議を行うこととされた。

当該項目における委員（議員）からの意見の主な発言内容は、次のとおりである。

- ・令和3年7月6日の参考人質疑において、田矢議員は、令和2年8月の議員懇談会時の秘書課応接室における職員の土下座による謝罪の場面には、自分（田矢議員）及び盆野副市長と共に、福田議員も同席していたと発言しているが、令和3年2月15日の参考人質疑において、福田議員は職員の謝罪の場には同席したことがない旨の発言をしており、福田議員の発言は、田矢議員の発言とは食い違いが生じている
- ・福田議員の発言は、田矢議員の発言とは食い違いが生じているとの意見については、その内容が事実かどうか、正しいのかどうか、口頭による説明のみでは委員として判断しかねるため、各委員が確認できるような時間と材料を提供してほしい（当該発言に対しては、委員長から、それぞれの委員が判断していただければよい旨の発言あり）
- ・令和3年7月6日の委員会において、田矢議員は、議長として津警察署へ行き、相生町自治会長と玄関の所で会い、話を聞き、もう片が付いたとのことであったことから、そのまま帰った旨の発言をしたため、再度、署長に会ったはずであると問い合わせたところ、署長に一言だけ声をかけて帰ったとの発言があったが、真実は、署長室まで入って懇談をしていたという点については、指摘しておく
- ・津警察署の署長室に入って、署長に会って帰ったという話であったが、署長が常に署長室前のフロアに出ているとは思えないことから、署長に会ったとしても、その前の副署長の前で取次ぎを頼んで署長室に入るというのが、ごく自然の流れだと思う。田矢議員が署長に会って帰ったというのは、ひょっとすると副署長に言って、署長室に入り、面談というよりは挨拶をして帰ったのではないかと考える
- ・令和3年7月6日の委員会における岡議員の発言によれば、相生町自治会長は脅迫じみた感じであったことであるが、倉田議員と辻議員が、実体のない恐怖感や、有形無形の圧力を使って、議長降ろしを

するようなことは、議員として、当然、あってはならないことである。議員同士が、あの人は適切であるとか、適切でないとか議論するのがまともな議会の姿であり、議会人として、してはならないことをしたと考える

- ・倉田議員と辻議員が岡議長の不信任案に向けて何らかの動きをしたことについては、本件調査とは何ら関係がないことから、取り扱わないようにお願いしたい（当該発言に対しては、委員長から、岡議員の参考人質疑における発言内容であり、何ら関係がないとは言えないと考えるとの発言あり）
- ・委員長は、何ら関係がないとは言えないとの整理をしたが、本委員会は、特定の自治会（自治会長）と行政の不適切な執行疑惑に関する委員会であり、議長を議会の中で不信任にかけるとか、副議長に対して不信任の動きをするというのは、議会内の議員だけの正当な意思形成活動であることから、本委員会の調査事項から明らかに外れていると思う（当該発言に対しては、委員長から、特定の自治会長に関連している案件であると理解しているとの発言があり、委員長の整理に疑義がないことについて委員会に諮ったところ、当該委員長の整理に疑義はないこととされた）
- ・本委員会における証人や参考人は、自分の記憶に基づいて真実を話しており、委員（議員）の質問に対して的確に答えてもらっていたと思うが、令和3年7月6日の参考人質疑において、倉田議員は、委員会条例に基づく通知を受け取っていないとして、本委員会を否定するような発言をしている。本来、議員というものは、市民の皆さまからの付託を受けて、疑惑を解明し、又は、疑惑に対して説明責任を負うものであり、当該通知を受け取っていないというのは、本委員会を冒涜しているのではないかと思う
- ・藤本議員に対して「お前、副議長辞めやんのか。辞めやんのやったら…」というような、半ば脅しのような連絡があったと、藤本議員が発言しているが、真実を述べていただくという大事なことが、倉田議員については、なかったのかと思っている

#### ○市調査チームの調査結果報告書に係る疑義について

前回の委員会において委員から意見があった中で、当該意見に対するものも含め、委員（議員）から意見聴取を行った。

当該項目における委員（議員）からの意見の主な発言内容は、次のとおりである。

- ・ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案について、令和3年6月1日の参考人質疑において、補助金交付申請書の作成に係る支援を行った職員のうち、ごみ一時集積所の組立てに関与したもの2人について、機械的にやっていたことから、補助金の詐取に気付くには意識が至らなかった旨の木村環境部長からの発言があったが、職員はプロであり、分かっていたはずだと思っている。よって、考えが及ばなかつたとする調査チームの調査結果報告書は、間違いではないか
- ・令和3年6月29日の参考人質疑において、松見芸濃総合支所地域振興課産業振興・環境担当技能長が、草刈り業務を休日に行って、相生町自治会長から金銭を受け取ったと発言している。そのお金は、当該自治会長が経営に関する飲食店で使ったとはいえ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の副業の禁止に関わってくるものであり、その点が調査チームの調査結果報告書には記載されていない
- ・前回の委員会において、平成27年2月に、教育長室において、平成26年11月の教育長室での出来事と同じことが行われていた件が調査チームの調査結果報告書に記載されていないと発言したことについて、具体的に補足すると、小学校の電話が壊れているとのことで、当該小学校の校長らが土下座を強いられ、その場には、教育長、教育次長、教育総務課長及び政策財務部長もいたという事案であった
- ・調査チームの調査結果報告書は、顧問弁護士が作成したものであり、本委員会がこの点についても記載してほしいというような注文を付けるものではないと思う。疑義として議論をするのはよいが、この点については調査チームの調査結果報告書の記載は不十分であるとか、間違っているとか、本委員会において調査した結論に基づいて指摘をするというふうに取り扱うべきである
- ・調査チームの調査結果報告書を変更しろとか、付け加えろという話ではなく、11項目については間違ったことが記載されていたり、記載されていなかつたりすることから、当該調査結果報告書に対する指摘として発言しており、何ら問題ないと考える
- ・例えば、令和3年2月5日の参考人質疑における環境部長の発言で、

「全容を解明しているところでございます。解明できましたら速やかに説明報告をしっかりとさせていただきます」というような箇所が何か所がある。そのように発言したからには、責任を持ってしっかりと報告をするということを徹底してほしい

#### ○本委員会の調査結果報告書のまとめとして記載する事項について

前回の委員会において委員から意見があった中で、当該意見に加えて、委員（議員）から意見聴取を行った。

なお、前回の委員会における「関わりを持った議員に対する処分を検討し、中身を本委員会の調査結果報告書に記載すべきである」旨の意見について、議員の処分については、本委員会で検討し、決定するものではないことが、委員長から付言された。

また、本委員会の調査結果報告書の取りまとめ方について、本委員会における証人尋問や参考人質疑でのやり取りで得られたものをまとめるのが基本であると思うが、それに加えて、証人尋問や参考人質疑では取り上げられていないが、各委員の独自調査による各委員の考え方についても、委員から本委員会に提出し、本委員会において、盛り込むことが適当であるという判断がなされた場合は、盛り込むというプロセスも設けるべきであるとの提案があった。

当該項目における委員（議員）からの意見の主な発言内容は、次のとおりである。

- ・令和3年2月15日の参考人質疑において、盆野副市長は、平成26年に三重県の保健所の職員が呼び出され、相生町自治会長から恫喝された件に関し、「再度、弁護士の方に、調査チームから、このことがあったかどうか確認いたします」と発言していることについて、記載してほしい
- ・令和3年2月15日の参考人質疑において、盆野副市長は、土下座・丸刈りの強要の件についての責任は自分にあると述べていること、人事介入の件について、その背景が何だったのかということはきちんと報告がされると述べていること、また、金銭の授受について、言語道断であり背景が知りたいと述べていることから、その後、どうなったのかについて、可能な範囲で記載してほしい
- ・令和3年2月15日の参考人質疑において、盆野副市長は、特定飲食店の利用の強要について、平成26年及び27年に、相生町自治会長

が経営に関する飲食店に自ら行ったと述べている。若い職員が当該飲食店のカウンターの中で手伝いをさせられていたことも知っていた中で、強制的にやらされていたどうかは分からないとも述べている。また、覚悟を決めて自分で行ったとか、あしき癒着を断ち切るなどとも述べている。令和3年3月8日の証人尋問においては、当該自治会長に対しては、平成25年当時から相当警戒心を抱いていたと述べていることから、盛り込む場所があれば、その旨の記載も必要であると考える

- ・盆野副市長の証人尋問における虚偽陳述に係る告発については賛成はしなかったが、本委員会における盆野副市長の発言を聞いている中で、生え抜きの職員であり、総務部長、副市長として関わってきた責任は重大であると考える
- ・最初は被害者であったが、その後、相生町自治会長側に付いて、いろいろな場面に同席し、謝罪を含めた場に立ち会っていた議員に関しては、職員からも、その場に議員がいたことに圧力やプレッシャーを感じたと聞いていることから、その旨も記載してほしい

また、委員から、この段階で調査の幅をどんどん広げていくということではなく、今まで得られた情報を異なる方向から検証し、確かめるために必要なステップとして、退職した元中堅職員の参考人招致及び相生町自治会長の証人尋問が必要だと考えると述べた上で、現在、公判中の立場である当該自治会長の証人尋問を実施することは難しいとの見方もあるが、本当にできないのか、時期をずらせばできるのか、項目を絞ればできるのか、法的な検討をした上で、本委員会として判断すべきであり、外部の弁護士に法的観点からの検討を依頼した上で、その結果を踏まえて本委員会で結論を出すことが妥当であると考えることから、そのために必要な予算の支出について、前回の委員会に重ねて、提案があった。

さらに、同委員から、退職した元中堅職員が使用していたパソコンの中に残されていた文書ファイルデータについて、議会独自に分析するために、百条調査権を行使して入手することについて提案（前回の委員会における委員外議員からの提案と同様の提案）があった。

その後、相生町自治会長を証人尋問できるかどうかを、本委員会として弁護士に相談するための費用支出についての提案や、退職した職員をさら

に参考人招致したり、元中堅職員のパソコンデータの提出を求め、データの分析をしたりする旨の提案などをどのように取り扱うかも含め、本委員会の調査結果報告書の最終取りまとめの時期について協議を行ったところ、今後は、新たな記録提出要求や証人尋問などは行わず、調査結果報告書の取りまとめに向けて進めていくこととし、9月定例会の閉会日に報告ができるように行うこととされた。

また、調査結果報告書については、まず、正副委員長の下で案を作成し、次回の委員会開催前に、あらかじめ、各委員に配付の上、意見聴取を行い、それらの意見について、正副委員長の下で整理を行った上で、次回の委員会においては、当該整理後の調査結果報告書（案）に基づき、協議・決定を行うこととされた。

次回の委員会においては、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会報告書（案）についてを議題とすることとし、開催日は、令和3年10月15日（金）とすることとされた。

#### （28）令和3年10月15日 第13回特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会

##### ○協議事項

###### 1 特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会報告書（案）について

本委員会の調査結果報告書（あらかじめ各委員に配付した正副委員長案に対する委員からの意見集約及び整理を行ったもの）の内容等について協議を行い、令和3年第3回定例会最終日までに、当該報告書を議長に提出することが確認された。

### 3 まとめ

本委員会は、津市相生町自治会長による行政対象暴力疑惑について、及び津市相生町自治会への不正な補助金の執行疑惑について、地方自治法第100条の規定に基づく調査を行うための委員会として、令和2年12月23日（令和2年第4回定例会の閉会日）の本会議の議決により設置され、また、同議決により、当該調査を行うため、同条第1項の規定により選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により団体等に対し照会をし、又は記録の送付を求める権限の委任を受けた上で、調査を行ってきた。

また、令和3年3月22日（令和3年第1回定例会の閉会日）の本会議の議決により、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与についても、本委員会の調査事項として追加され、同日以降、当該調査事項に関する調査を行ってきたものである。

#### ■調査結果報告書の作成に当たって

なお、本委員会としての形式的な調査期間は、本委員会が設置された令和2年12月23日を始まりとするものであるが、例えば、令和2年第3回定例会の決算特別委員会（令和2年9月24日から26日まで）や、令和2年第4回定例会の開会日（令和2年11月30日）における緊急質問などにおいて、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に関する問題についても質疑が行われており、実質的には、本委員会設置前から、本市議会における調査は、始まっていたものである。

また、本委員会の調査は、形式的には、本委員会における証人尋問や参考人質疑のみにより行われたものであるが、例えば、本会議において特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に関する問題に係る一般質問が行われたり、各委員（議員）が情報や資料の収集を行ったりするなど、実質的には、当該証人尋問や参考人質疑以外の場においても、調査が行われていたものである。

この点に関わっては、令和3年7月30日の委員会において、本委員会の調査結果報告書の取りまとめ方について、本委員会における証人尋問や参考人質疑でのやり取りで得られたものをまとめるのが基本であるが、それに加えて、証人尋問や参考人質疑では取り上げられていないが、「各委員の独自調査による各委員の考え方」についても、委員から本委員会に提出し、本委員会において、盛り込むことが適当であるという判断がなされた場合は、盛

り込むというプロセスも設けるべきであるとの提案があったところである。

しかし、本委員会の調査期間前における定例会の本会議や委員会（前述の令和2年第3回定例会の決算特別委員会（令和2年9月24日から26日まで）や、令和2年第4回定例会の開会日（令和2年11月30日）における緊急質問など）における質疑・質問により判明した事実、さらには、本委員会の調査期間中における定例会の本会議や委員会における質疑・質問により判明した事実について、本委員会の証人尋問や参考人質疑、また、総括に係る本委員会の中で各委員から披瀝されていない限りは、本委員会の調査結果報告書には記載し得ないと同様に、当該「各委員の独自調査による各委員の考え方」についても、本委員会の証人尋問や参考人質疑、また、総括に係る本委員会の中で各委員から披瀝されていない限りは、当該報告書には記載し得ないものである。すなわち、この調査結果報告書は、本委員会が設置された令和2年12月23日を始まりとする形式的な調査期間における、本委員会の証人尋問や参考人質疑において明らかになった事実や、総括に係る本委員会の中での各委員からの意見等について、取りまとめたものであることを、前置きした上で、以下、本委員会の調査結果報告書のまとめとして記述することとする。

### ■百条委員会としての性格等

はじめに、本委員会の調査が、地方自治法第100条の規定に基づく調査制度（以下「百条調査制度」という。）の限界への挑戦であったことを述べなければならない。

すなわち、百条調査制度は、地方公共団体の事務全般を対象とした調査が可能ではあるが、司法権や検察権との関係による限界、執行部との関係による限界など、さまざまな限界があるとされている。

まず、司法権や検察権との関係による限界に関わっては、本委員会の調査事項には、調査開始時点において、刑罰法令に違反している疑いがあるものが含まれており、百条調査制度に基づく調査と、警察及び検察庁の捜査や裁判の公判と並行することについての問題を含んでいた中で、本委員会の調査を進めてきたものである。

そもそも両者は目的を異にするものであることから、それぞれ独自に行われてもよいと考えられる一方で、警察及び検察庁の捜査中のものや、公判中の事件に関わる事項に対して、三権分立の見地から、議会側は調査を中止す

べきとの考えがある。百条調査制度と同じ性格を持つ国会の国政調査権に基づく調査においても、その例があるが、本委員会としては、このような両者の兼ね合いをどのようにするか苦心しながら、警察及び検察庁の捜査を妨害しない範囲内で、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に関する問題の発生した背景、原因、問題点の真相究明を目的として調査し、また、司法権の独立制の観点から、公判に影響を及ぼさないよう留意しつつ、調査を進めてきた。

また、百条調査制度においては、地方自治法第100条第9項の規定に基づき、「議会」として告発することが認められている。これは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第1項の「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」との規定及び同条第2項の「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」との規定の例外として、「津市」という団体（法人）や、「津市職員（特別職を含む。）」という個人（自然人）ではなく、「議会」という機関として告発することが認められているものであり、その対象は、地方自治法第100条第9項の規定において、「（地方自治法第100条）第3項及び第7項の罪を犯したものと認めるとき」とされている。つまり、「議会」という機関としての告発は、百条調査制度に基づく①証人の出頭拒否、②記録の提出請求拒否、③証人の証言拒否、④宣誓した証人の虚偽陳述の4点に限られており、刑法（明治40年法律第45号）などの一般的な刑罰法令違反には及んでいない。

本委員会の調査の中では、一般的な刑罰法令違反に当たるおそれのある事項も見受けられたが、本委員会が、警察や検察庁、裁判所のように、犯罪事実の認定や犯人の特定、つまり、犯罪を暴いたり、誰かを裁いたりする場ではないことに留意しつつ、あくまで百条調査制度の範囲内で、司法権や検察権との関係による限界との調整を図りながら進めてきたものである。

他方、執行部との関係による限界に関わっては、本来、百条調査制度は、地方公共団体の事務に関し、議会が条例の制定改廃や、予算の審議等、その保持する権能を行使するために補助的に調査権能を与えられたものであり、我が国の地方自治制度において、議会と執行部という二元代表制を探っている趣旨に照らし、議会と執行部が相互に牽制・抑制し、均衡と調和を保つためにも、むやみに議会が執行部の権限にまで影響を及ぼしてはならないことは、論じるまでもない。

そのような中で、この報告書の「2 経過概要等」の中において記述のとおり、令和3年2月19日付けで、市長から議長に対し、証人出頭請求に係る申入れに関する依頼文書が送付されたり、同年3月4日付けで、市長から議長に対し、証人の証言に係る通知文書が送付されたり、同年5月17日付けで前葉証人から議長に対し、証人出頭請求に係る申入れに関する依頼文書が送付されたりするなど、議会側の正当な手続に対しても、執行部側からの過敏な反応が垣間見られたところである。

また、同じく、この報告書の「2 経過概要等」の中において記述のとおり、令和3年2月5日の委員会における参考人質疑の中で、参考人として出席した執行部の関係職員が、同月1日に公表された津市自治会問題に関する中間報告書に、「現時点においては、各調査実施案件の詳細、相生町自治会長の関与及び市職員の関与の有無等については公表ができない状況にあるが、調査結果がまとまり、公表できることとなった時点で速やかに公表する」と記載されていることを理由に、答弁を拒否する場面が数多くみられたところでもある。

本委員会としては、執行部の関係職員への「参考人」の出席要求や「証人」の出頭請求を行った場合に、執行部が当該「参考人」や「証人」の職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によって守られるべき公益と、本委員会での真相究明によって得られるべき公益とを比較衡量することにより決定されるべきものと考えていた。このことから、前述のような理由で、職務上の秘密が開披されず、本委員会における真相究明に協力が得られなかつたことについては、極めて遺憾であり、また、「参考人」については、「証人」のように、証言拒否等に対する罰則規定がないことを理由に、職務上の秘密を開披しないことは、本委員会が設置された際に、「全面的に協力する」としていた執行部の姿勢と、明らかに矛盾するものである。この点、執行部から、令和3年2月15日の委員会において、同月5日の委員会で答弁を控えていた理由と今後の答弁について発言があったものの、執行部のこのような対応が、結果として、本委員会による調査を阻害する要因となっていたところである。

なお、令和3年2月5日の委員会における参考人質疑の中で、参考人として出頭した執行部の関係職員が、「現在調査中であり、答弁を控える」旨の答弁をしていた事項のうち、後日、調査チームの調査結果報告書により、公表された事項もあるが、当該調査結果報告書において明記されず、いまだ執

行部から明らかにされていない事項もあることを付記しておく。

本委員会の調査は、前述のような執行部の対応に苦慮しながら、二元代表制の趣旨に照らし、議会と執行部が相互に牽制・抑制し、均衡と調和を保つためにも、むやみに議会が執行部の権限にまで影響を及ぼしてはならないことを考慮しつつ、執行部との関係による限界の中で調査を進めてきたところである。

このように、本委員会の調査は、司法権や検察権との関係による限界や、執行部との関係による限界への挑戦の積み重ねであったが、本委員会における証人尋問や参考人質疑を通じて、調査チームの調査結果報告書が公表される前に明らかになった事実もあった中で、特筆すべきは、本委員会の設置を含む議会の動き自体が、執行部による調査の推進力となっていたことである。

すなわち、令和2年第3回定例会の決算特別委員会（令和2年9月24日から26日まで）において、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に関する問題についての質疑が行われたのを皮切りに、令和2年第4回定例会の開会日（令和2年11月30日）における緊急質問を経て、同定例会の閉会日（令和2年12月23日）における本委員会の設置と同時に、調査チームが設置され、当該調査チームによる執行部の本格的な調査がスタートしている。その後、本委員会による調査と並行して、調査チームによる調査が進み、当該調査チームによる調査結果が順次、公表されるとともに、刑罰法令違反に係る案件については、相生町自治会長の告訴、逮捕、送検、起訴へと、司法の場に手續が移っていった。また、民事上の問題についても、当該自治会長に対し、詐取された補助金の返還請求や、委託料に係る損害賠償請求が執行部においてなされたところである。

そういう意味では、本委員会による調査により、さまざまな事実が明らかになったという直接的な効果もあったが、本委員会の設置及び本委員会による調査そのものが、執行部における調査の推進力となり、市全体としての調査が進む結果になったという間接的な効果も大きかったと言えよう。

逆に、調査チームによる調査が並行して行われ、逐次、調査チームの調査結果報告書の公表が行われていったことにより、結果として、一見すると、本委員会においては、あまり深く調査が行われなかつたように映る点も見受けられたが、それも含めて間接的な効果の現れと捉えるべきであろう。

## ■調査によって見えてきたもの

さて、本委員会の調査により明らかになった事実については、「2 経過概要等」の中で記載したとおりであるが、その中には、調査チームの調査結果報告書の内容とは異なる点や、同報告書には記載されていない点もあったところである。また、本委員会の調査が進み、特に、令和3年3月22日（令和3年第1回定例会の閉会日）の本会議の議決により、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に対する議員の関与についても、本委員会の調査事項として追加された以降においては、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に関する問題に関し、議員が関与し、明らかになった事実は、次のとおりである。

- ・議員が執行部の謝罪の場に同席し、無言の圧力となったこと
- ・議員が議員の謝罪の場に同席し、相生町自治会長の側の立ち位置にいたこと
- ・議員が他の議員を相生町自治会長の意向により謝罪の場に呼び出したこと
- ・呼び出された議員は、自己保身のために、相生町自治会長同席の場に出向いたこと
- ・議員が相生町自治会長に知り得た情報を伝えていたこと

議員により深浅の違いはあったにせよ、多くの議員が関与していたことは、誠に遺憾であり、執行部だけでなく、議会の信用も失墜したという現実は、重く受け止めなければならない。

一方で、本委員会の設置当初から、それぞれの委員（議員）が、それぞれの思いを胸の中に抱きつつ、調査が進み、令和3年7月16日及び30日並びに同年10月15日の委員会においては、本委員会の調査結果報告書のまとめとして記載する事項として、次のような、さまざまな意見が出されたところである。

- ・市民からは、相生町自治会長への非難だけでなく、このようなことを許してきた市にも大きな責任があるとの声も寄せられており、市行政に対する市民の信頼が大きく揺らいでいる。信頼回復のためには、二度とこのようなことを起こさないよう、市自身が変わらなければならないし、市職員には高い倫理観に基づく職務遂行が求められる。その点から、市当局には職員倫理規程を、議会にも政治倫理に関する規程を制定することが必要である

- ・今後、再発防止に向けた取組を進めていく上で、各種団体の役員を含む公職者からの口頭や面談による要求を、書面で記録、報告、公表する仕組みを構築する必要がある
- ・コンプライアンスや不当要求行為に関する実践的な研修の充実、組織としてのコミュニケーションを強化する必要がある
- ・不当要求として判断が難しい事例について、組織的に対応する仕組みづくりを求めていくべきである
- ・警察や暴力追放三重県民センターなどの関係機関とより一層の連携強化に取り組み、不当要求に対して、告訴、告発も辞さない姿勢を示していくことが必要である
- ・今後の不当要求行為防止のための体制づくりを設計する上で、市長及び副市长からも独立した、弁護士などの専門職を含む第三者組織への相談が可能となるよう、（仮称）津市行政の公正公平の確保に関する条例に盛り込むことを求めたい
- ・議員側の関与も非常に大きいと思っており、関与の大きさも含め、関わりを持った議員に対する処分の中身について、記載すべきである（当該意見に関しては、委員長から、議員の処分については、本委員会で検討し、決定するものではないとの付言あり）
- ・令和3年2月15日の参考人質疑において、盆野副市长は、平成26年に三重県の保健所の職員が呼び出され、相生町自治会長から恫喝された件に関し、「再度、顧問弁護士の方に、調査チームから、このことがあったかどうか確認いたします」と発言していることについて、記載してほしい
- ・令和3年2月15日の参考人質疑において、盆野副市长は、土下座・丸刈りの強要の件についての責任は自分にあると述べていること、人事介入の件について、その背景が何だったのかということはきちんと報告がされると述べていること、また、金銭の授受について、言語道断であり背景が知りたいと述べていることから、その後、どうなったのかについて、可能な範囲で記載してほしい
- ・令和3年2月15日の参考人質疑において、盆野副市长は、特定飲食店の利用の強要について、平成26年及び27年に、相生町自治会長が経営に関与する飲食店に自ら行ったと述べている。若い職員が当該飲食店のカウンターの中で手伝いをさせられていたことも知っていた中で、強制的にやらされていたかどうかは分からないとも述べている。また、覚悟を決めて自

分で行ったとか、あしき癒着を断ち切るなどとも述べている。令和3年3月8日の証人尋問においては、当該自治会長に対しては、平成25年当時から相当警戒心を抱いていたと述べていることから、盛り込む場所があれば、その旨の記載も必要であると考える

- ・盆野副市長の証人尋問における虚偽陳述に係る告発については賛成はしなかつたが、本委員会における盆野副市長の発言を聞いている中で、生え抜きの職員であり、総務部長、副市長として関わってきた責任は重大であると考える
- ・最初は被害者であったが、その後、相生町自治会長側に付いて、いろいろな場面に同席し、謝罪を含めた場に立ち会っていた議員に関しては、職員からも、その場に議員がいたことに圧力やプレッシャーを感じたと聞いていることから、その旨も記載してほしい
- ・行政側の付度による相生町自治会長への便宜供与は明確である
- ・前葉市長の責任は重大であり、全容解明後は、市民へ向けての説明を詳細に行わなければならないと考える

以上のような、委員（議員）のそれぞれの思いを形とすべく、今後、進むべき道のりは、必ずしも平坦ではない。しかし、今回の、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に関する問題を、議会、執行部共々が深く反省し、特定の市民ではなく、市民全体が、より高い市民サービスの提供を享受できるよう、議会としても、その役割を十分に發揮すべく、取り組む必要がある。

以上の報告をもって本委員会に付託された調査は、終了することとなるが、執行部においても、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に関する問題を真摯に受け止め、既に着手している再発防止策についても、実効性が伴うよう、十分に配慮するとともに、万全を期することを強く願い、本委員会の報告書の結びとする。